

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第73号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定についてを課題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） おはようございます。

それでは、議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の28ページをお開きください。

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例を制定するものでございます。

提案理由は、下田市消費生活センターの組織及び運営等について必要な事項を条例で定めるためでございます。

次の29ページをお開きください。30ページにかけて本条例となっております。

それでは、本条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の42ページをお開き願います。

法改正の理由・背景。

消費者庁の設置（平成21年9月）や消費者安全法（平成21年法律第50号）、消費者教育推進法（平成24年法律第61号）の整備など、消費者行政の基盤強化が図られておりまして、これらの動きに対応した執行体制の強化が求められております。さらに、超高齢化、高度情報化、グローバル化の進展など、消費者を取り巻く環境の変化の中、高齢者被害やインターネットトラブル等に係る消費者被害等の複雑化・多様化に対応していく必要もあり、執行体制

の確立が課題となっていました。このため消費生活センターの組織、運営等について条例で定めることを内容とする消費安全法の改正が行われたものでございます。

本条例の第1条でございますが、本条例の根拠法令（消費者安全法第10条の2第1項）に基づきまして、趣旨を明らかにしたものでございます。

第2条は、消費生活センターを設置したときは遅滞なく、第1号で消費生活センターの名称及び住所、第2号で法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間を公示しなければならない。また、第1号、第2号いずれかを変更したときも、遅滞なく公示しなければならないということを規定したものでございます。

43ページをお開きください。

第3条は、消費生活センター組織として事務を行うため、必要な職員配置について規定したものでございます。

第2項では、消費生活相談員は、消費生活相談員資格試験に合格した者又は消費生活相談員資格試験合格者以外の者の設置も規定しております。

消費生活相談員は有資格者であることが望ましいわけですが、一方で有資格者の確保が困難な状況もありまして、条例で有資格者以外の者の設置も規定する必要があるためでございます。

第4条は、消費生活センター運営におきまして、消費生活相談員の人材及び処遇の確保と、消費者安全法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対しまして、その資質の向上のための研修の確保について定めたものでございます。

第5条は、消費生活相談の事務の実施により得られた情報の安全管理について定めたものでございます。

45ページをお開きください。資料の②でございます。

1で消費生活センターの概要を説明いたします。

目的でございます。消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現。

役割でございます。消費者からの苦情に関する相談、あっせん及び情報提供等の事務を行う。

根拠法令でございます。消費者安全法第10条に規定。

設置基準でございます。①1週間に4日以上相談窓口を開設。②消費生活相談について専門的な知識及び経験を有している者を配置。③電子情報処理組織その他の設備（P I O - N

E T) を備えていることでございます。

平成26年度の全国状況、また2といたしまして平成26年度の静岡県の状況を載せておりますので、後ほどご覧ください。

すみませんけれども、44ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、附則第1項は、本条例の施行期日を定めておりまして、平成28年4月1日より施行とするものでございます。

附則第2項は、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に、当市の消費生活相談所設置規則第5条に規定する消費生活相談員の報酬額が規定されておりますので、別表中の当該相談員を削るものとし、同条例の一部改正を規定しております。

お手数ですが、46ページ、47ページをお開きください。

下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年下田市条例第3号）の一部改正資料でございます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

区分の消費生活相談員報酬額、月額1万5,000円を削るもので、賀茂広域消費生活センター設置により、現在、月3回開設しております消費生活相談所の廃止によるためでございます。

申しわけございませんが、議案件名簿の28ページにお戻りください。

議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定についての説明は以上のおりでございます。大変雑駁な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 既に、この消費生活の相談事業は、下田市で実施がされているところであろうかと思いますが、どういう体制で月3回やられて、どういう内容の相談が多く出されているのか、まず1点、お尋ねをしたいと思います。

既に下田市で実施されておりますものを、県に全部委託してしまうというような形の中で、この消費行政が、より進む体制がどこにあるのか。むしろ委託することによって、この行政が支障を来すのではないかと、このような心配があらうかと思いますが、これらの点はどのよ

うにお考えになられているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 現在行われております消費生活上の相談でございますが、月3のつく日、3日、13日、23日、3回でございます。生活相談員による相談ということで、主に電話での勧誘等の相談で困っている方の相談とか、架空請求が来て困っている相談等が多くあります。

なぜ、この消費生活センターをつくるのかということ、そういう問題につきまして全国的に問題があるという中で、この消費生活業務を一層サービスを行いたいということで、賀茂地域におきましても各自治体で設置するという中におきまして、人的、財政的に、各市町では置くことができない。じゃ、どうしようかということがございまして、県も加えた中で広域的なセンターを置くと、その中の広域的なセンターでございますが、各市町の顔を持っているということで、下田市におきましては、月3回の分を毎日相談ができる体制ということで、市民サービスの向上につながると思っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 架空請求といいますと、いわゆる電話による詐欺というんでしょうか、高齢者へのそういうものが大変出てきていようかと思うんですが、そうしますと、現在の下田市におきます相談員はどのような方であって、新しく県のほうに移管、広域でやろうという相談員の方は、どのような方が相談員として相談に乗られるのか。下田市でやっていた経過と、県がやる経過の中での、経過の中の連続性というんでしょうか、そういうものは図られているのか図られていないのか。

それから、月3回であったものが、土日を除いた毎日という、そういう答弁がと思うんですが、何時から何時まで、この相談時間というのがなされているのか。恐らく電話だけではなくて、相談場所に訪ねてこられて相談に乗ると。ある場合には、弁護士さん等にもつないでいくと、こういうことが現実的には行われているのではないかと思うわけですね。そういう全体的なことを考えますと、各市におきます広域センターでの各市の顔が、ちゃんと確立しているんだと、こういうようなご説明をされましたが、各市の顔が確立されているというのは具体的にどういうことなのか。やはり広域でやること、せっきやく下田市が独自にやっておりましたものを廃止して、相談の場所も恐らく市役所ではなくて、ほかの場所に持っていくということになるかと思うんですが、具体的にどのような仕組みで、どこの場所で、ど

うやられるのかというようなことの説明をいただきたいと思います。そういう心配は全くないのかという点についてのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 現在、下田市の相談員としましては、1名の方を配置しております。その1名については、県で行う研修等に参加していただいて、また、日頃の相談の成果により資質を向上していただいております。

今回、広域で行う相談員につきましては、広域で設置しますので、幹事団体というのを設定します。幹事団体につきましては、静岡県が幹事団体としております。静岡県で広域の体制といたしましては、職員1名、相談員2名で行う予定でおります。職員1名と1人の相談員は県のほうで支出して、もう一人の相談員につきましては、交付金を活用いたしまして各市町の負担で出すということになります。

今の相談員と今度の相談員ということで、賀茂におきましては相談というのは相談員を設けて相談しているところはないという状況で、下田市だけでございます。今、下田市に相談員がいることも鑑みて、またその相談員の資格というのが大変資格試験とか、いろいろな形で求められております。ただ、この賀茂地域においては資格を持った人を探すのは困難ということで、先ほど説明させていただいたんですけれども、条例にも規定しておりまして、今の下田市ですと、相談員の研修等を増やしまして、その相談員を今度設置します広域のセンターの相談員としてと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 下田市独自でやってまいりましたときには、市の行政の結果としての主要な成果に、それぞれこれがある場合には載せられる、あるいは記録として保存されると、こういうことに当然なっているかと思うわけですが、これが県の広域行政になりますと、下田市にかかわる相談の内容や、その解決がこういったというのは、結果はこの当議会に、どのように報告されることになるのか、されないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 当然、下田市と、ほかの町に対しての相談というのは出てくると思います。その中で実績としまして、こういう相談があった、常にそれに対してどういう対応をするのかという連絡等はとりながらやっていくと。また、協議会を設定しますので、その中で報告等はなされることになると思います。

〔「議会には」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 議会に対しましては、この条例等を報告、設定するに当たり、議会の報告というのはあると思います。また、必要なときは議会にも報告させていただきたい。内容が変わりましたら議会に報告することとなっておりますので。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

8番。

○8番（鈴木 敬君） すみません、よくわからないもので、まず消費生活センターの基本的な仕事内容というのか、業務内容というのかについて、基本的なことについてご説明ください。

そして、今まで先ほどの説明によると、月3回、下田市のこの庁舎の中で相談窓口をつくって相談員を置いてやってきたというふうなことで、それを今度は賀茂広域行政との関連もあって変えていくんだというふうなことなんですが、下田市消費生活センターというものを新たにつくる、今まではこういうふうなものはなかったのか、下田市消費生活センターの組織というものをつくるといふことと、そしてまた議第80号ですと、賀茂広域消費生活センターですか、それをつくるというのと同時的にやろうとしているんですが、こちら辺の関連性がよくわからないんですよ。今の時点において、下田市消費生活センターというものを設置する必要があるのかどうなのか。先ほど来の説明でも、かえって賀茂広域でやる場合は、今までの説明ですと総合庁舎で職員を置いてやるんだと。職員の配置については下田市からも出すけれども、よその各町からも出して共同でやっていくと。県は一応管理団体になると。県の管轄のところで行うというふうなことで、そこら辺のところは、そういう方向に行くのであるのにもかかわらず、下田市消費生活センターというのを現時点で組織化するといふことの意味というのはどういうものなのか、ひとつ教えてください、ご説明ください。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 消費生活センターというのは、どういうことかということ、消費生活相談の実施をする。消費生活教育の推進をするということでございます。

また、次の議案にもございますので、そちらのほうで説明はしますけれども、なぜ下田市、本来であれば下田市が切れ目のない相談ができるように、消費生活センターを置くということが大前提でございまして、だけれども、下田市財政力等がございまして、要するにきめ細やかな行政サービスができない状態で、今、月に3回ではございますが、そこで相談業務を

行っております。賀茂広域、そういう状況が各町にもございまして、この賀茂地域で一緒になって広域、静岡県に支援していただいて、一緒に賀茂広域センターをつくるということでございます。

条例によりますと、センターをつくったときには、今言っております下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項を条例で定めるということになっておりますので、ここで条例を提案したものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木議員。

○8番（鈴木 敬君） まず消費生活相談の具体的な内容ということは今聞いたんですが、僕が相談窓口があるときに、ちょこっと聞いた中では、ほとんどの相談内容は消費者金融のいろんなトラブルに関する相談事だとか、金融関係のというふうなことを聞いたんですが、それがどうなのかということをお聞きしたいんですが、そこら辺のところは、今、テレビなんかでやっている弁護士事務所が過払い金がどうのこうのということでご相談くださいと、それらの関係で、そんなに消費者金融に関する相談事はそんなにはないのかなというふうに思っております。月に3日ある下田市庁舎内での相談ですが、第3委員会室でやったりとか、中会議室でやったりとか見ているんですが、余り相談に来る人がいるとも思えなくて、相談員の人に話をしたりしても、今日、何人来たのなんて、そんな話で、それほど消費生活相談窓口が利用されているというふうにはなかなか思えなかったんですが、それをある程度、もっとどうなんですか、もっとしっかり相談窓口であれして、そこでの市民の相談に答える体制をもっとつくっていくんだというふうなことなんですか、それと消費生活センター、下田市をつくっても、結局、賀茂共同消費生活センターをつくれれば、そっちのほうに行くわけで、そしたら庁内での相談窓口は全然なくなるわけなんですか。全部総合庁舎のほうに行って、窓口はそこに一本化されるということなのかどうなのか、そこら辺のところをもう一度、ご説明をお願いします。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） すみません、説明資料の②の45ページに、2、センターとはということで説明資料をつけておりますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

窓口がないのかということですが、下田市のセンターということがそちらのほうに入って一緒にやるもので、窓口的にはセンター、そちらになります。ただ、下田市の業務といたしましては啓発等ございますので、そこは各市町でやるということになると思います。

あと、議員がおっしゃっている行政相談とか、そういう話であれば、またそれは別の話であって、いわゆる消費者が何か物を買ったよと。その勧誘が厳しくて、物を買ったんだけど、それが高いよとか、そういう、あとクーリングオフ、架空請求とあって、身に覚えのない何か請求が来たよと。あと、インターネットにつきましては、よくクリック詐欺とあって、インターネットでクリックしていく間に、抜けられなくなって料金がかかったよと、そういう相談とかがありまして、それに対応していくということで、市民相談とかは別な話になると思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 今のご質問のようなことは、例規審査委員会の中でも出ておりましたが、その例規審査委員会のほうで県等にも確認して調べてありますので、その辺を回答させていただきます。

今、鈴木議員がおっしゃったように、設置するセンターの名称は賀茂広域消費生活センターとなりますけれども、これは同時に各市町それぞれのセンターでもあるということです。ですので条例上の名称は各市町の名称を付した条例のタイトルとするということで、各市町、同じような条例を出しているという状況でございます。

現在、下田市は消費生活相談はやっておりますけれども、消費生活センターというものはありませんので、ここで今回、条例を制定して、消費生活センターというものを位置づけすると。これにつきましては、消費者安全法の第10条の2第1項におきまして、設置する市町村は、今、条例に書いてあるような内容のものを条例で定めるものとするという規定がございますので、今回、賀茂で連携して消費生活センターを設置するについては、各市町同じような条例を出していくと。それでセンターの位置づけをしますけれども、基本的には、これは今あります広域連携という形のものでやっていくということでございます。

この後もまた協約とか何かで出てまいりますけれども、各市町、各県と連携協約を結ぶわけですが、今、消費生活センターだけが出ておりますけれども、例えば下田と南と河津で1市2町で何かを連携してやろうという場合には、この後、説明があると思いますけれども、別表のほうに追加されて連携の項目が増えていくというようなものでございます。

したがって、この条例は消費者安全法の規定に基づきまして、設置する市町村は設置しなければならないと。これは各市町連携してやりますので同じような条例を出していくと。今、下田市は消費生活センターを設置しておりませんので、これが設置されることによって、

今、月3回しかしていない相談業務につきましては、先ほど産業振興課長からありましたけれども、ほぼ常設に近い形のセンターが設置されるということで、下田市に対しても大きなメリットになるという解釈でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木議員。

○8番（鈴木 敬君） それでは、最後に1点だけお聞きしますけれども、センター長を置く、職員を配置する、相談員も配置するというふうなことです。下田市消費生活センターのセンター長というのは、どういうふうな存在なのか、そこら辺についてご説明をお願いします。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 下田市消費生活センターのセンター長ではなくて、今回の場合は、賀茂広域消費生活センターのセンター長ということで、管理団体であります県の職員となります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質問はありませんか。

9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 1点お尋ねします。

説明資料46ページ、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、ここで消費生活相談員月額1万5,000円が削除されるよという条例案がありますが、この辺が県のほうの今度新たにつくられる広域のほうへ行くというお話だと思うんですが、この月額報酬そのものに変更はあるんですか。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 議員、おっしゃるとおりでございます。広域でセンターを設置しますので、今ある相談所というのは廃止になります。その月額1万5,000円をここで規定しておりますので、これはそっくりそのまま廃止となります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 県の職員でございますので、県の場合は一般職の非常勤職員となるもので、その県のほうの要綱に従って報酬が支払われるものと思っています。

〔「金額まではつかんでいないということですね」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（長谷川忠幸君） そのとおりでございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第73号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第74号～議第79号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）、議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）、議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）、議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） それでは、議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）から議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）まで、一括してご説明申し上げます。

議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）でございます。

議案件名簿の31ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、別紙のとおり協約を定め、静岡県と締結することにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下田市、静岡県との連携協約を締結するためでございます。

32ページ、33ページが賀茂地域の広域連携に係る連携協約（静岡県）でございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の48ページをお開きください。

賀茂地域の広域連携に係る連携協約の取り扱いについてでございます。

1、連携協約の制度でございます。

地方公共団体が他の地方公共団体との間で協約を締結して、当該地方公共団体と他の地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるもので、

現行の地方自治法に定める事務の共同処理のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化したものでございます。

連携協約を締結するメリットといたしましては、①役割分担の基本的な方針や政策面での役割分担を言葉で書きあらわすことによって、圏域全体で認識を共有することができる。②議会の議決によるため、長の交代があっても、安定的・継続的な連携が可能となる。③法令に紛争解決のための手続があらかじめ盛り込まれておりますといったこととございます。

2、賀茂地域における連携協約締結のパターンでございます。

①といたしまして、連携協約を締結ということで複数事務を包括的に締結。

当初の取り組みの図でございます。連携の合意が整った事務から連携協約や共同設置の規約等を締結していくものでございます。下の図は将来のイメージとなります。順次、連携の合意が整った事務を追加していくことで、一体性のある連携協約を形成していくものでございます。

②連携協約を締結しない場合でございます。各分野で最適な共同処理方法を選択するということで、連携協約を締結せず、地方自治法に規定する共同設置に係る規約、任意の協定等のみを事務別に締結するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の32ページに戻っていただきまして、賀茂地域の広域連携に係る連携協約（静岡県）でございます。

第1条、目的でございます。この協約は、静岡県（以下「甲」という。）及び下田市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、下田市及び賀茂郡の区域（以下「賀茂地域」という。）における行政サービスの維持及び向上を図るとともに効率的な行政運営を促進し、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、もって賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものと規定しております。

第2条は、甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取り組み分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものと規定するものでございます。

第3条は、甲及び乙の役割は、それぞれ別表の役割分担の欄に掲げるとおり規定するものでございます。

第4条は、前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとするものと規定するものでございます。

第5条は、甲及び乙は、この連携協約の推進に係る賀茂地域の連絡調整を図るため、連絡会議を開催するものとする規定するものでございます。

第6条は、この協約に定めるもののほか、この協約に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする規定するものでございます。

第7条は、この協約は、平成28年4月1日から効力が生じるというものでございます。

議案件名簿の33ページをお開きください。

別表（第2条、第3条関係）でございます。

取り組みにつきましては、消費生活相談等及び消費者教育でございます。その取り組み分野におきまして、甲の役割は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項各号に掲げる事務（右欄において「消費生活相談等」という。）及び消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育の推進に関する事務（右欄において「消費者教育の推進」という。）を行う賀茂地域の市町の取り組みに対する支援を行う。

乙の役割といたしましては、賀茂地域の他の町とともに消費生活相談等及び消費者教育の推進を行うということでございます。

取り組みの県民相談でございます。その取り組み分野の甲の役割は、賀茂地域における県民相談を行う。乙の役割は県民相談が円滑に行われるよう協力すると規定しております。

続きまして、議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）のご説明を申し上げます。

議案件名簿の34ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、別紙のとおり協約を定め、東伊豆町と締結することにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下田市と東伊豆町との連携協約を締結するためでございます。

議案件名簿の35ページをお開きください。

第1条、目的でございます。この協約は、下田市（以下「甲」という。）及び東伊豆町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、下田市及び賀茂郡の区域（以下「賀茂地域」という。）における行政サービスの維持及び向上を図るとともに効率的な行政運営を促進し、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、もって賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役

割分担を定めるものであると規定しております。

第2条から第7条までの条文につきましては、静岡県との連携協約と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

36ページをお開きください。

別表（第2条、第3条関係）でございます。

取り組みにつきましては、消費生活相談等及び消費者教育でございます。その取り組みの分野におきまして、甲の役割は、賀茂地域の他の町とともに消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項各号に掲げる事務（右欄において「消費生活相談等」という。）及び消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育の推進に関する事務（右欄において「消費者教育の推進」という。）を行う。

乙の役割は、賀茂地域の他の町とともに消費生活相談等及び消費者教育の推進を行うと規定しております。

続きまして、議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）でございます。

議案件名簿の37ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、別紙のとおり協約を定め、河津町と締結することにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下田市と河津町との連携協約を締結するためでございます。

1条から7条までの条文内容と、39ページ別表につきましては、東伊豆町との連携協約と同様でございますので、申しわけございませんが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）でございます。

議案件名簿の40ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、別紙のとおり協約を定め、南伊豆町と締結することにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下田市と南伊豆町との連携協約を締結するためでございます。

議案件名簿の41ページをお願いします。

1条から7条と、42ページの別表につきましては、東伊豆町との連携協約と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）でございます。

議案件名簿の43ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、別紙のとおり協約を定め、松崎町と締結することにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下田市と松崎町との連携協約を締結するためでございます。

議案件名簿の44ページをお願いします。

1条から7条と、45ページの別表につきましては、東伊豆町との連携協約と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）でございます。

議案件名簿の46ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、別紙のとおり協約を定め、西伊豆町と締結することにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下田市と西伊豆町との連携協約を締結するためでございます。

1条から7条と、48ページの別表につきましては、東伊豆町との連携協約と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）、議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）、議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）、議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）の説明は以上のとおりでございます。大変雑駁な説明ではございますが、ご審議のほど

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森 温繁君） 議第74号から議第79号までについての当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 33ページの別表第2、第3条関係であります。先ほど消費者安全法にかかわります消費生活相談及び消費者教育についてのご説明をいただきましたが、県民相談という項目がここに付け加えられております。この賀茂地区における県民相談を行うと。県民相談とはどういう相談であるのか。これに伴いまして県民相談が円滑に行われるよう協力するという規定になっておりますが、具体的にはどういう協力を今のところ検討をされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 県民相談とはということなんですけれども、静岡県が行っております県民相談がございます。それは東部、中部、西部と賀茂の県民相談ということで行っております。これは日常の中で抱える離婚、相続、金銭等の生活上の相談や行政相談に専任の相談員が相談を行うということでございます。

この賀茂広域生活センターにおきましては、消費者センターでございますけれども、ただいま賀茂の県民相談が行われております。これを廃止するということは、要するにサービスの低下が行われるということもございまして、そのセンターの中に県が行う県民相談を配置するというところでございます。

その県民相談に対して、当然、県民相談の相談員と消費生活相談の相談員がおるわけなんですけれども、たまたまいない場合には、両方で協力し合うということでございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 概略わかりましたけれども、そうしますと、この賀茂地域においては、県民相談の相談員が県に何人配置されているのかということと、離婚等の生活相談が中心だということでございますが、その他、具体的には離婚以外にどのようなものがあるのか、わかればご紹介いただきたい。わからなければ結構です。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 県の離婚等、一般的な話でさせていただいて、内容的なこととは、ちょっとわからないものですみません。

相談員の数につきましては、現在、説明資料のほうの45ページの②の2の中で、県の県民生活センターの相談員の数を載せておりますので、ご覧いただければいいのかなと思います。

○議長（森 温繁君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 36ページの別表2の2条、3条関係であります。乙の南伊豆の契約の中では、南伊豆町は賀茂地区の他の市町村とともに消費生活相談及び消費者教育の推進を行うと、こういう規定になっておりますが、具体的にはどういうことを……

○議長（森 温繁君） 東伊豆、今、議題は75号です。

○13番（沢登英信君） ごめんなさい、東伊豆、同じですからすみません、言い間違いました。乙のほうの東伊豆は、他の下田市及び賀茂地区の人たちと協力して推進を行うと、こう書いてあるわけですが、具体的にはどういうことをイメージというか、想定しているのかお尋ねをしたいと思います。書いてあるだけで何もしないのか、あるいは各町村ごとに持ち回りで講座とか、そういうものを想定しているのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 生活相談というのは、その広域センターで相談を行うというのは一緒に行くということでご理解いただければと思うんですけども、その中で生活相談員の教育というのは今現在も行われておりますけれども、県等が行う研修については積極的に参加していただいて、その相談員の向上を図るということで推進を行うということでございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第76号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第77号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第78号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第79号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第80号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置についてを課題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 議第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置について、ご説明申し上げます。

議案件名簿の49ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7の規定により、消費者安全法第8条第2項に規定する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、賀茂広域消費生活センターを共同設置することにつき、地方自治法第252条の7の第3項において準用する地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、賀茂地域において賀茂広域消費生活センターを共同設置するためでございます。

50ページをお開きください。

賀茂広域消費生活センター共同設置規約でございます。

条例改正関係等説明資料の、お手数ですが49ページをお開きください。

賀茂広域消費生活センターの共同設置概要図でございます。

賀茂6市町の業務としまして、消費生活相談の実施、消費者教育の推進と静岡県の業務県民相談の実施をあわせ持ったセンターでございます。

消費生活相談員人件費は市町負担、これは交付金で賄います。県民相談員及び職員の人件費は県の負担でございます。交付金以外の運営費は市町が人口割で負担する形となっております。平成29年度以降の運営費や負担割合につきましては、運営協議会で協議することとなります。

地方自治法に規定する「連携協約」の制度により、賀茂地域における地方公共団体間が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるとともに、あわせて消費生活センターの共同設置を同法に規定する「機関等の共同設置」の制度を活用して行うものでございます。

賀茂広域消費生活センターの概要でございます。

設置主体は、賀茂6市町村及び県でございます。

幹事団体は、静岡県。

設置場所は、県下田総合庁舎内でございます。

設置時期は、平成28年4月。

職員、1名程度、これは幹事団体の職員になります。

相談員は、消費生活相談員1名程度、県民相談員1名程度（幹事団体の職員）となります。

施設・整備、執務室、相談室、これは1室ずつ、カウンター、電話、P I O-N E T 端末、P C 等設置でございます。

市町と県の役割と業務効果につきましては、さきに説明した連携協約のとおりでございます。

期待される効果でございますが、平日、毎日、専門的な立場からの助言やあっせんが可能となり、被害等を受けた金銭の回復などの救済が図られる。

潜在している消費者トラブルや相談が表面化して件数の増加が見込まれる。

県民相談があわせて実施されることで、多様な相談に対応可能となる。

市町ごとに消費生活センターを設置することにより、効率的な運用が可能となります。

適正運営を図るための仕組みでございます。

6市町は引き続き、直営による消費者啓発等の消費者行政を実施する。

6市町及び県がセンター運営や消費者行政を推進していくための会議（運営協議会）を設置することでございます。

議案件名簿の50ページに戻っていただきまして、賀茂広域消費生活センターの共同設置規約でございます。

第1条は、共同設置する市町及び県に関する規定でございます。下田市並びに東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「賀茂郡5町」という。）並びに静岡県（以下これらを「関係団体」という。）は、共同して消費生活センターを設置するものというものでございます。

第2条は、消費生活センターの名称を賀茂広域消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）とするものでございます。

第3条は、消費生活センターの処理する事務の規定でございます。第1項1号は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項各号に掲げる事務（以下「消費生活相談等」という。）

第1項2号は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育の推進に関する事務（市町が実施するものに限る。）

第1項3号は、静岡県が実施する県民相談に関する事務と規定するものでございます。

第4条は、消費生活センターの執務場所及び所管区域に関する規定でございまして、執務場所につきましては、下田市中531番地の1、静岡県総合庁舎内、所管区域は、下田市及び賀茂郡5町とするという規定でございます。

第5条は、消費生活センター職員の選任方法を定めたものでございます。

第1項は、消費生活センターの職員は、静岡県（以下「幹事団体」という。）の長が選任すると規定するものでございます。

第2項は、消費生活センターの職員の定数は、関係団体の長の協議により決定すると規定するものでございます。

第3項は、幹事団体の長は、第1項の規定により消費生活センターの職員を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の長に通知しなければならない。

第4項は、幹事団体の長は、消費生活センターの職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の長に通知しなければならないと規定するものでございます。

第6条は、消費生活センターに関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならないと規定するものでございます。

第2項は、負担金の交付に関する規定でございます。

第3項は、負担金の交付の時期については、関係団体がその協議により定めるというものでございます。

第7条は、関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために消費生活センターに特定の事務を管理し及び執行させることができることを規定するものでございます。

51ページをお開きください。

第2項は、前項の場合において、当該団体は、これに要する経費を、前条第1項の規定による負担金とは別に、幹事団体に交付するものとしております。

第3項で、前項の経費は、次条に規定する一般会計中に計上するものとする規定するものでございます。

第8条は、消費生活センターに関する予算（当該共同して設置する消費生活センターに関する負担金に係る部分に限る。）は、幹事団体の一般会計中に計上するものと規定するものでございます。

第9条は、幹事団体の長は、消費生活センターに関する決算を幹事団体の議会の認定に付

したときは、当該決算を、他の関係団体の長に報告しなければならないと規定するものでございます。

第10条は、消費生活センターに関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならないと規定するものでございます。

第11条は、幹事団体の長は、消費生活センターの職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他消費生活センターの職員の身分取り扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ他の関係団体の長と協議しなければならないと規定するものでございます。

第12条は、消費生活センターの職員の懲戒処分等に関する規定でございます。幹事団体の長は、消費生活センターの職員の懲戒処分をする場合及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ他の関係団体の長と協議しなければならないと規定するものでございます。

第13条は、この規約に定めるものを除くほか、消費生活センターの担任する事務に関し必要な事項は、関係団体が協議して定めると規定するものでございます。

附則でございますが、この規約は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置についての説明は以上のとおりでございます。雑駁な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 大川君。

○7番（大川敏雄君） 2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

この共同設置の規約、28年、来年の4月1日から施行することになるわけですが、実は説明の中で、運営費や負担割合は運営協議会で平成29年度から決めると、こういうことになっています。しからば、28年度はどういうことになるのかという点についてご回答いただきたいと思っております。

2つ目には、今後の運営については、この運営協議会というのは物すごく大事だと思うんです。負担の問題、運営のことを含めてですね。そうすると、この規約上における、この運営協議会の役割だとか、そういった点がどうもはっきりしないもので、その規約上に運営協議会の役割等々についての明記は必要ないのかどうなのか、その点お尋ねします。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 28年度の負担割合ということでの質問でございます。

今、予算要求の時期でございますので、概算でちょっとお話しさせていただきますけれども、全体的に960万円ほどかかります。そのうち県が580万円ほど、残り大体380万円ですか、378万8,000円になりますけれども、市町の負担となります。そのうち交付金で賄えるのが三百万ちょっとということで、一般財源としましては、今71万円という試算でございます。その71万を人口割で各市町が負担するという、今これで調整しております。下田市の負担については、現在の段階では24万となっております。一般財源です。

協議会の話でございますが、協議会の役割等は、この協定を結んで、今から部会のほうで練っていく話となっておりますので、その中で決めていくということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 7番 大川君。

○7番（大川敏雄君） この28年度の負担については考え方はわかりました。

要は運営協議会は、今後、本当に重要な役割、任務を持っていると思うんですね。したがって、規約上、明記する必要があるような感じがするんですよ。ところが、今、課長の答弁では、別途、準備会で協議をして決めると、こういうことでありますけれども、規約上の中に位置づけをはっきりしたほうがいいんじゃないですか。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 本来であれば位置づける話と思いますが、ただ、今、県合わせて6市町で協議している段階でございますので、ちょっとここに載せることができなくて、その協議会の規約ということで行うということでご理解いただきたい、そのように思います。

○議長（森 温繁君） 7番 大川君。

○7番（大川敏雄君） 担当委員会で細かいことについて質問します。終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 50ページの第7条、特定の事務に要する経費という規定がございますが、具体的にはどういうものを想定されているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 特定の業務ということで、例えば、ふれあい広場等を各市町で行ったと。その中で相談業務をブースを設けてやってほしいよといった場合には、協議の中で行けるなら行って、その経費については依頼した各自治体で持つよという、そういう

ことでございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

13番。

○13番（沢登英信君） 結構です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第80号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第81号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを課題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の52ページをお開きください。

下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を53ページのとおり制定するものでございます。

提案理由は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の50ページをお開きください。

概要でございます。

農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）の改正の全体像でございます。

農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をよりよく果たせるようにする内容となっております。

①農業委員会業務の重点化。

農業委員会業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることが明確化されました。

現行では、農業委員の任意業務として、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消というのが任意業務となっておりました。

改正により、その業務は必須の業務に位置づけられたこととございます。

②として、農業委員の選出方法の変更でございます。

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されました。

③農地利用最適化推進委員の新設でございます。

農業委員とは別に、各地域において、農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されました。

本条例の第1条は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、下田市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めることを目的とするものでございます。

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村議会の同意を得て市町村長が任命する方法になります。

市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行う。また、推薦と応募の結果は公表が義務づけられているということとございます。

また、新設された農地利用最適化推進委員は、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者を推薦、公募して委嘱する。ただし、農業委員と兼ねることはできません。

第2条は、農業委員の定数を14人と定めております。

51ページをお開きください。

農業委員の定数についての根拠でございます。

現在、当市の農業者数は513世帯、農地面積は約820ヘクタールであるため、農委法第8条第2項における政令で定める当市の定数の上限は14名と規定されております。現行、当市の農業委員数は19名でありますので、業務執行上におきましても上限である14名を定数と定めております。

第3条は、推進委員の定数を7人と定めております。

1として、農地利用最適化推進委員の業務の内容につきまして、1、農地の集積、集約化を進めるための地域農業者との話し合いの推進、2、農地の利用状況調査、3、遊休農地の

利用意向調査、4、遊休農地の所有者への中間管理機構への貸し付けの働きかけ、5、新規参入促進に向けた現場での調整、相談活動と中間管理機構との連携という業務を行うものがございます。

2、農地利用最適化推進委員の定数についての根拠でございます。

農地利用最適化推進委員の定数についての基準でございますが、政令第8条により、当市の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数（1未満の端数切り上げ）と規定されております。これにより当市の定数の上限は9人となる。上記の5業務が当該推進委員の仕事となるため、農業委員会が定める担当地区（下田地区を除く5地区）に最低でも1人ずつ配置するものとし、さらに稲梓地区及び朝日地区は他の地区と比較して農地が多く、調査の業務量も増えるため、1人ずつ加えるものとし、合計7人の定数としたものでございます。

附則といたしまして、附則第1項は、本条例の施行期日を定めておりまして、平成28年4月1日より施行するというものでございます。

附則第2項は、農委法の改正により農業委員の公選制が廃止され、市町村長による選任制となったため、下田市農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止するものでございます。

附則第3項は、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年下田市条例第3号）を改正し、新設された「農地利用最適化推進委員」の報酬額を規定するものでございまして、条例改正関係等説明資料の52、53ページをお開きください。説明資料の②でございます。

下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年下田市条例第3号）の一部改正資料でございます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正させていただくところでございます。

区分の農業委員会の委員と教育委員会の委員の間に農地利用最適化推進委員月額1万8,000円を加えるものでございます。

議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての説明は、以上のとおりでございます。大変雑駁な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番 竹内君。

○5番（竹内清二君） 当条例につきましては、農業委員会法の改正と、それに伴う遊休地の利用促進や担い手不足の解消などが当市においては必要不可欠ということで、必要だということで認識しております。

ちょっと1点だけ、まず冒頭にお聞きしたいのは、推進委員を設置しなくてもいい要件がございましたね、あれにまず当市が今回条例化したということで、その当てはまらなかった要件をまずお伺いしたいです。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 推進委員を委託しないことができる市町村として、1、遊休農地率、これは再生可能耕作放棄地になりますが1%以下、全国平均約3%です。担い手への農地の集積率、これは70%以上、これは全国平均が50%、これのいずれも満たすということとなっております。1番目の遊休農地率につきましては下田市は3%ありますので、もうここで条件をクリアできないものとして推進委員を設置するということとなります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 5番 竹内君。

○5番（竹内清二君） ありがとうございます。再質問で聞きたかった数字までお答えいただきましてありがとうございます。

そうすると、結局、これが仮に1%未満であれば、農業委員会の定員27名、今、定員14名ですが、推進委員を設けない27名という形での、推進委員は設けなくてもいいという形になったと思うんですが、一方でその3%をどうにかしなきゃいけない、あるいは担い手不足をしっかりとつくらなきゃいけないということで、この解説51番にあります1番から5番の要件をしっかりと推進委員をもって解決策を導き出していくという組織となっていくと思います。

そこで、これは1点、委員会のほうに随時ご提出していただきたいのが、農業委員会と推進委員会の関連性の表が農水省から出ていると思います。例えば委員がここには出席しなければいけないとか、意見を求めなければいけないとか、そこら辺の相互性について、議会のほうにわかりやすく解説するために、ぜひその資料をご提出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番。

○13番（沢登英信君） 農業委員会が、委員法がこの公選制から市長の推薦及び任命というような形態になるということで、大きなこれは変化というぐあいに言えようかと思います。そうしますと、農業委員と推進委員の役割というのはどういうことになるのか。ある場合には矛盾するような議論がそこで行われるようなことは想定できないのか。3%の遊休農地を調査をして、これを有効に使おうということになりますと、この推進委員の皆さんが一定の方針を持つということよりも、下田市の農業政策、特に遊休農地をどうするのかという政策を推進委員の皆さんが協力してくださる、あるいは推進をすると、こういう立場と、農業者が農地をきっちり守って、農業を守っていこうというような立場が必ずしも一致しない、矛盾する場合も出てくるであろうというようなことも想定できるのではないかと思うわけですが、この関係がどのような関係になるのか。そして、この推進委員という方々は、地区ごとに人数は配置をされておりますが、どういう基準で、市長は推薦をするのかというような点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 農業委員会と農地利用最適化推進委員の関係でございますが、農業委員会というのは合議体、この委員会に出席して審議するというところでございます。推進委員はその審議には入れない、審議することはない。だから農業委員会と兼務はできないということです。農業委員会のほうで、農地利用最適化推進に関する指針というのを策定して、その策定に当たっては推進委員は意見を述べることができるんですけども、その指針に基づいて推進委員が現場に入っていくと。農業委員は現場に行くこともあるけれども、現場活動というのは行わない、農業委員会の活動を行うということになるかと思います。

農業者と推進委員の関係といいますと、農地を提供する、提供しないという調査を行った中で、当然、貸していただける方の中に入って交渉をする形になると思うんですけども、それを最終的には中間管理機構に報告して行うという流れになってくると思います。

それと、市長が推薦、公募を行うということで、その選定に当たっては規約をつくって行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 農業委員会は、それぞれやられてきて、特に僕らが承知しておりますのは、5条申請とか3条とかあるいは4条とかというような農地のほかの転用等を含めた

事案が多いかと思うわけですが、これらのことを協議する合議体としての農業委員会、それから推進委員は遊休農地を特に中心にして調査をし、農業委員会及び当局がつくられた遊休農地の利用について援助してくれる、手助けするんだと、こういうお話であったかと思うんですけども、そうしますと、従来行っておりました農業委員会の事務と、新たに市長推薦に設けられる農業委員会、14名の方々の運営及び同じ合議体だろうと思うんですけども、違いがあるのか、どういう点が特に違ってくるのかという点をお尋ねをしたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 基本的には変わらないということございまして、ただ、現行の農業委員会の任意業務でございました農地の集積等が必須業務として、その業務を推進委員に行ってもらおうということになります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 1点だけお聞きしたいんですが、農業の問題、農業委員会の内容が、これでどういうふうになるのかわかりませんが、農業の問題等々を語る時に、一番大きな農業者団体である農協というのが全然出てこないんですが、農業政策等々、遊休地の問題等々についても、じゃ、下田市の伊豆太陽農協は、どういうふうなかわりをしているのかということが出てこないんですが、今回この農業委員会の組織が変わっていく、あるいは農地利用最適化推進委員会が設置される等々の動きと、それに対して下田市の最大の農業者団体である農協は、どのようにかわっていくのか、あるいはそういうふうなところで市としても話をいろいろ持っていていいのか、そこら辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） この現農業委員会は、農業委員会に推薦する人が1名います。今回の農業委員会の選定に当たりまして、農業者等の推薦及び公募となる、その農業者等の中に農業団体あるいは法人はないもんで、農業団体の推薦ということで農協の推薦もあるかと思えます。そのように変わってくるということでございます。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） ということは、現実的には農協とのいろいろな相談もあったというふうなことです。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 農協とのかかわり合いという、法律によって、この方法を定めておりますので、ただ、いわゆる推薦に当たっては農業者、農協を含めて、そちらの推薦等もお願いするという形になります。農協のほうとは話はしておりません。ただ、農業委員会では、このことは10月から11月にかけて、農業委員会のその他の事項でお話しておりますので、その中で推薦されている農業委員さんのほうとの話し合いは行っておると思いません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 農業政策というか、下田の農業をどういふふうにするのか進めていく上においては、農業委員会だとか、今回設置されました農地利用最適化推進委員会等々が必要で、そういうふうなところを中心にやっていくんだと思いますが、何と云っても、一番大きな農業団体、農業者を抱えている団体は農協でありまして、それがいわば農業バンク的なものだけに特化されて、実際の農業のほうには全然影響力というか、そういうふうなものを出していないじゃないか等々のことも言われております。そういう中で、しかし、やはり農協というのは下田の農業をやっていく上で無視できない、むしろ大いに活用していくべき団体だと思っておりますので、こういうふうな制度が変わるときに、農協と話もしていないというふうなことは非常に異様なことであるというふうな思っております。そこらについて、もしお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 農業施策に関しては、農業協同組合もかかわってくることでございますので、今後はいろいろ農協とも相談しながらやっていきたい、そのように思います。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第81号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第82号～議第89号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）、議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上8件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）から議第89号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、一括してご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

12月の補正予算につきましては、その編成方針を「厳しい財政状況の中、9月補正後の事情の変化により必要となった義務的事業等に限ったものとする」と定め、予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針によって行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、使用料の増額、国県支出金の増減整理、ふるさと納税等の寄附金の増額、地方債の増額等、特定財源の増額と合わせ、不足分を財政調整基金により手当てしたところでございます。

歳出では、教育・保育の子育て等関連経費、社会保障・健康増進等関係経費、防災安全対策に要する経費、新庁舎等建設関係経費等を中心に措置したところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度下田市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるもので、第1

条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,691万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,349万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから4ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、第1項、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正1追加」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為の追加は4件で、1件目の事項は新庁舎建設工事設計業務委託料、期間は平成27年度より平成28年度まで、限度額は、事業予定額1億700万円の範囲内で新庁舎建設工事設計業務を委託する旨の契約を平成27年度において締結し、平成27年度予算計上額1,070万円を超える金額9,630万円については平成28年度において支払うものでございます。

2件目の事項は、第5分団第1部詰所建設工事設計業務委託料、期間は平成27年度より平成28年度まで、限度額は、事業予定額540万円の範囲内で第5分団第1部詰所建設工事設計業務を委託する旨の契約を平成27年度において締結し、平成27年度予算計上額216万円を超える金額324万円につきましては平成28年度において支払うものでございます。

3件目の事項は、電算処理アウトソーシング（帳票一括印刷等）、期間は平成27年度より平成28年度まで、限度額は、事業予定額240万円の範囲内で軽自動車税及び固定資産税の納税通知書を電算処理アウトソーシング（帳票一括印刷等）する旨の契約を平成27年度において締結し、平成28年度において支払うものでございます。

4件目の事項は、下田市学校給食調理配送業務委託料、期間は平成27年度より平成30年度まで、限度額は、事業予定額1億6,200万円の範囲内で下田市学校給食調理配送業務を委託する旨の契約を平成27年度において締結し、平成28年度以降において支払うものでございます。

1ページに戻っていただき、第2項、債務負担行為の変更は「第2表債務負担行為補正2変更」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

債務負担行為の変更は3件で、1件目の事項は、IP無線リース料、期間の変更はなく、限度額を事業予定額1,233万5,000円を975万5,000円に、平成27年度予算計上額185万円を130万3,000円に、平成28年度以降支払額1,048万5,000円を845万2,000円に変更するものでござ

います。

2 件目の事項は、事務機器等リース料、期間の変更はなく、限度額を事業予定額88万1,000円を9万6,000円に、平成27年度予算計上額16万5,000円を1万8,000円に、平成28年度以降支払額71万6,000円を7万8,000円に変更するものでございます。

3 件目の事項は、AEDリース料、期間の変更はなく、限度額を事業予定額447万1,000円を209万2,000円に、平成27年度予算計上額72万8,000円を34万2,000円に、平成28年度以降支払額374万3,000円を175万円に変更するものでございます。

1 ページに戻っていただき、第3条は地方債の補正で、地方債の追加は「第3表地方債補正」によるということで、補正予算書の7ページをお開きください。

地方債の追加は3件でございます。

1 件目の起債の目的は、第5分団第1部詰所建設事業で、限度額340万円、2 件目の起債の目的は、下田中学校屋上改修事業で、限度額2,100万円、3 件目の起債の目的は、新庁舎建設事業で、限度額1,070万円を追加するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、15款2項8目1節県営事業軽減交付金197万7,000円の増額は、交付金の確定によるもの、18款2項1目1節財政調整基金繰入金3,600万円の増額は、補正財源調整分、21款1項3目1節消防債340万円の増額は、第5分団第1部詰所建設事業、同4目2節中学校債2,100万円の増額は、下田中学校屋上改修事業、同7目1節総務債1,070万円の増額は、新庁舎建設事業でございます。

総務課関係、16款1項1目1節市有地貸付収入2万1,000円の追加は、市有地貸付収入、16款2項1目1節不動産売却収入37万5,000円の追加は、市有地売却収入でございます。

選挙管理委員会関係、18款1項1目1節稲梓財産区特別会計繰入金259万8,000円の減額は、稲梓財産区管理会委員選挙が無投票になったことに伴う減額でございます。

地域防災課関係、17款1項2目1節総務費寄附金100万円の追加は、防災基金（ふるさと納税分）の見込み増によるもの。18款2項1目3節緊急地震・津波対策基金繰入金348万4,000円の増額は、春日山遊歩道測量設計業務委託及び下田市災害用避難施設整備事業費補助金に対するもの、同4節防災基金繰入金54万7,000円の減額は、IP無線リース料の確定に伴うものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金500万4,000円の増額は、障害福祉サービス費に係るもの、14款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金4万8,000円の増額は、地域生活支援事業費に係るもの、15款1項1目1節県費・社会福祉費負担金250万2,000円の増額は、障害福祉サービス費に係るもの、15款2項2目1節県費・社会福祉費補助金2万4,000円の増額は、地域生活支援事業費に係るもの、17款1項3目1節社会福祉費寄附金332万5,000円の追加は、ほのぼの福祉基金、うちふるさと納税分として246万円を見込み増を行うもの、同3節児童福祉費寄附金389万円の追加は、子育て支援基金（ふるさと納税分）の見込み増によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

市民保健課関係、14款1項1目6節国庫・保険基盤安定負担金987万6,000円の増額は、保険基盤安定負担金、国民健康保険分の交付額確定によるもの、14款2項3目1節国庫・保健衛生費補助金25万7,000円の減額は、がん検診推進事業の補助内容変更によるもの、14款3項2目1節国庫・社会福祉費委託金97万2,000円の増額は、免除申請様式及び学生納付特例申請様式の改正に伴うシステム改修によるもの、15款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金977万3,000円の増額は、保険基盤安定負担金の国民健康保険分の交付額確定による増額と後期高齢者医療分の交付額確定による減額によるものでございます。

産業振興課関係、13款1項4目7節爪木崎自然公園使用料132万4,000円の増額は、保健休養林爪木崎自然公園駐車場使用料の確定によるもの、15款2項5目2節県費・商工費補助金4万6,000円の増額は、平成28年度から発足する消費生活センターの専門相談員研修に係るもの、17款1項4目1節林業費寄附金65万円の追加は、みどりの基金（ふるさと納税分）の見込み増によるもの、20款4項4目20節雑入97万1,000円の増額は、下田市中央商店街協同組合解散に伴い、商業基盤施設整備事業補助金及びいきいき商店街作り事業費補助金の返還金を受け入れるものでございます。

建設課関係、13款1項6目1節道路占用料8,000円の追加は、道路占用料（過年度分）によるもの、13款1項6目4節住宅使用料は、市営住宅使用料の財源充当の組み替え、14款2項4目1節国庫・社会資本整備総合交付金300万円の追加は、住環境整備事業の増額及び防災・安全交付金事業の財源充当の組み替え、15款2項6目1節県費・住宅費補助金150万円の追加は、義務化耐震計画事業費補助金の追加によるもの、17款1項6目2節都市計画費寄附金330万円の追加は、景観まちづくり基金（ふるさと納税分）の見込み増によるものでございます。

学校教育課関係、14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金135万8,000円の追加は、子どものための教育・保育給付費負担金の追加によるもの。

6ページ、7ページをお開きください。

15款1項1目3節県費・児童福祉費負担金67万9,000円の追加は、子どものための教育・保育給付費負担金の追加によるもの、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金61万3,000円の追加は、多様な保育推進事業によるもの、15款2項7目1節県費・教育費補助金10万2,000円の減額は、放課後子ども教室推進事業の事業見送りによるもの、17款1項7目1節教育費寄附金360万円の追加は、教育振興基金（ふるさと納税分）及び奨学振興基金（ふるさと納税分）の見込み増によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、議会事務局関係、1款1項1目0001事業、議会事務4万5,000円の増額は、時間外手当でございます。

企画財政課関係、2款1項7目0240事業、地域振興事業720万9,000円の増額は、時間外手当と、ふるさと応援寄附の増額に伴う返戻金、システム使用料、地区集会所補助金、地域生活環境整備事業補助金の増額、2款1項9目0300事業、財政管理事務13万9,000円の増額は、時間外勤務手当、2款9項1目0910事業、電算処理総務事業1,871万3,000円の減額は、国民年金システム改修作業委託と消耗品費の増額、住民税法改正作業委託、社会保障・税番号制度適用改修委託、軽自動車税法改修作業委託、及び新財務会計システム導入に係る経費の減額によるもの、同0921事業、行政情報化推進事業88万9,000円の減額は、ふじのくに自治体情報ネットワーク通信料の確定によるもの、12款1項1目一般会計予備費1万6,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100事業、総務関係人件費486万3,000円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当及び臨時雇賃金（一般事務）、2款1項2目0110事業、人事管理事務90万円の増額は、共済費の臨時職員分の負担金、同3目0141事業、例規関係事務59万8,000円の増額は、例規集に係る印刷製本費及び例規データベース化業務委託でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項5目0578事業、稲梓財産区管理委員会委員選挙事務259万8,000円の減額は、稲梓財産区管理委員会委員選挙が無投票になったことに伴う減額、2款4項7目0573事業、下田市農業委員会委員選挙事務183万2,000円の減額は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員選挙を行わないことになったことによるものでございます。

出納室関係、2款1項10目0320事業、会計管理事務54万6,000円の増額は、時間外手当でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225事業、新庁舎等建設推進事業1,069万9,000円の増額は、新庁舎建設工事設計業務委託（新規）等でございます。

税務課関係、2款2項1目0450事業、税務総務事務376万円の減額は、職員人件費。

10ページ、11ページをお開きください。

2款2項2目0471事業、資産税課税事務43万円の増額は、家屋評価システムの移設に係る経費、同0474事業、賀茂地方税債権整理回収協議会設立準備事務179万円の追加は、来年度設置される賀茂地方税債権整理回収協議会の事前準備に係る経費でございます。

地域防災課関係、2款7項1目0750事業、交通安全対策事業2万円の増額は、運転経歴証明書交付手数料補助金、2款8項1目0860事業、地域防災対策総務事務、54万7,000円の減額は、IP無線リース料（新規）の確定によるもの、同0861事業、地域防災組織育成事業100万円の増額は、下田市災害用避難施設整備事業補助金、同0864事業、防災施設等整備事業600万円の増額は、春日山遊歩道測量設計業務委託、2款8項3目0895事業、防災基金100万円の追加は、防災基金、ふるさと納税分を積み立てるもの、8款1項2目5810事業、消防団活動推進事業9万4,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託の確定によるもの、同3目5866事業、第5分団第1部詰所建設事業346万円の追加は、第5分団第1部詰所建設に係る旧淡交荘解体工事及び詰所建設工事の設計業務委託でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000事業、社会福祉総務事務40万5,000円の減額は、職員人件費、3款1項4目1053事業、地域生活支援等事業9万7,000円の増額は、日中一時支援事業委託、同7目1120事業、障害福祉サービス事業1,000万8,000円の増額は、障害福祉サービス費、同8目1150事業、ほのぼの福祉基金332万5,000円の追加は、ほのぼの福祉基金（ふるさと納税分等）を積み立てるもの、3款3項10目1730事業、子育て支援基金389万円の追加は、子育て支援基金（ふるさと納税分）を積み立てるものでございます。

市民保健課関係、2款3項1目0505事業、住民基本台帳ネットワーク事務69万2,000円の増額は、庁用備品、3款6項1目1850事業、国民年金事務6万2,000円の増額は、時間外勤務手当、3款7項1目1901事業、国民健康保険会計繰出金697万6,000円の増額は、財政安定化支援事業分671万7,000円、時間外勤務手当分25万9,000円でございます。同1902事業、保険基盤安定繰出金2,793万3,000円の増額は、保険税軽減分及び保険者支援分の確定によるもの、3款8項1目1950事業、介護保険会計繰出金56万8,000円の増額は、時間外勤務手当分、

3款9項1目1965事業、後期高齢者医療会計繰出金170万7,000円の減額は、保険基盤安定分の減額及び普通旅費の増額でございます。4款1項1目2000事業、保健衛生総務事務19万3,000円の増額は、時間外勤務手当、普通旅費。

12ページ、13ページをお開きください。

4款1項2目2020事業、予防接種事業236万5,000円の増額は、インフルエンザ予防接種委託、同3目2040事業、母子保健相談指導事業7万2,000円の増額は、赤ちゃん教室ほか健康指導、4款2項1目2150事業、健康増進事業77万7,000円の増額は、がん検診委託、4款2項1目2152事業、健康づくり事業4万円の増額は、医薬材料費でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250事業、清掃総務事務2万4,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託の確定によるもの、同3目2280事業、ごみ収集事務236万3,000円の増額は、補正内容等欄記載の委託料でございます。同4目2300事業、焼却場管理事務146万8,000円の増額は、光熱水費の増額及び補正内容等欄記載の委託料等の減額、同5目2381事業、環境衛生事業1万5,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託の確定によるものでございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000事業、農業委員会事務3万3,000円の増額は、職員人件費、同6目3250事業、基幹集落センター管理運営事業41万6,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託の確定によるもの、5款2項1目3350事業、林業振興事業6万8,000円の増額は、間伐事業等補助金、同3目3450事業、保健休養林管理事業34万1,000円の減額は、臨時雇賃金（軽作業員）及び浄化槽保守点検業務委託の確定によるもの、同5目3550事業、みどりの基金65万円の増額は、みどりの基金（ふるさと納税分）を積み立てるもの、5款4項1目3700事業、水産振興事業3万1,000円の増額は、下田市漁業近代化資金等保証補給事業補助金、6款1項2目4050事業、商工業振興事業12万1,000円の追加は、いきいき商店街まちづくり事業費の県費補助金返還金、同3目4100事業、消費者行政事業7万7,000円の追加は、平成28年度から発足する消費生活センターの専門相談員研修に係る経費でございます。

観光交流課関係、6款2項2目4250事業、観光まちづくり推進事業20万円の増額は、下田港客船誘致協議会補助金、同4253事業、世界一の海づくり事業100万円の増額は、自然体験活動推進協議会負担金、6款2項3目4350事業、観光施設管理総務事務194万7,000円の減額、及び同4354事業、尾ヶ崎観光案内所管理運営事業27万6,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託の確定によるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

建設課関係、7款2項1目4550事業、道路維持事業112万円の増額は、道路構造物点検業

務の増額及び道路構造物定期点検業務負担金の減額によるもの、同4目4700事業、橋梁維持事業130万円の減額は、橋梁長寿命化実施設計業務委託の減額、7款4項1目5101事業、県営港湾事業負担事務22万5,000円の増額は、港湾整備改修事業負担金、7款5項4目5250事業、都市公園維持管理事業223万3,000円の増額は、敷根公園テニスコート修繕工事の追加及び浄化槽保守点検業務委託の確定によるもの、同6目5465事業、景観まちづくり基金230万円の増額は、景観まちづくり基金、ふるさと納税分を積み立てるもの、7款7項1目5600事業、市営住宅維持管理事業105万5,000円の増額は、修繕料及び管理用備品、同2目5620事業、耐震改修支援事業600万円の増額は、義務化耐震計画事業費補助金でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550事業、公立保育所管理運営事業344万1,000円の減額は、職員人件費、臨時雇賃金（保育士）の減額、臨時雇賃金（調理員）の増額等、補正内容等欄記載のとおりでございます。同4目1600事業、民間保育所事業585万5,000円の増額は、多様な保育推進事業補助金、保育運営費等の増額によるもの、同5目1670事業、認定こども園管理運営事業147万5,000円の増額は、職員人件費の減額、臨時雇賃金（保育士）の増額など、補正内容等欄記載のとおりでございます。同8目1745事業、地域子育て支援センター運営事業88万6,000円の増額は、地域子育て支援センター下水道接続工事90万円の追加、浄化槽保守点検業務委託の確定等によるもの、9款1項2目6010事業、教育委員会事務局総務事務144万2,000円の増額は、小中学校児童生徒対外派遣費補助金及び時間外勤務手当、同6015事業、放課後子ども教室推進事業16万3,000円の減額は、放課後子ども教室推進事業の事業見送りによる減額でございます。同5目6040事業、教育振興基金240万円の増額は、教育振興基金（ふるさと納税分）の積み立てを行うもの、同6目6045事業、奨学振興基金120万円の増額は、奨学振興基金（ふるさと納税分）を積み立てるもの、9款2項1目6050事業、小学校管理事業166万8,000円の減額は、複写機及びAEDリース料の減額及び浄化槽保守点検業務委託の確定によるもの。9款3項1目6150事業、中学校管理事業2,778万9,000円の増額は、下田中学校屋上改修工事、樹木剪定業務委託の増額、複写機及びAEDリース料の減額及び浄化槽保守点検業務委託の確定によるもの、9款4項1目6250事業、幼稚園管理事業113万9,000円の減額は、職員人件費及び芋畑委託の減額でございます。

生涯学習課関係、9款5項5目6550事業、公民館管理運営事業4万6,000円及び9款6項2目6750事業、吉佐美運動公園管理運営事業6万8,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託の確定によるもの、同3目6752事業、下田市民スポーツセンター管理運営事業910万円の増額は、下田市民スポーツセンター下水道接続工事。

16ページ、17ページをお開きください。

9款8項1目6900事業、市民文化会館管理運営事業353万3,000円の増額は、修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の105ページをお開きください。

平成27年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の106ページから107ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節財政調整基金繰入金260万7,000円の減額は、管理会委員選挙が無投票となったことに伴うものでございます。

歳出でございますが、3款1項1目8020事業、稲梓財産区一般会計繰出金259万8,000円の減額は、管理会委員選挙が無投票となったことに伴う減額、5款1項1目8040事業、稲梓財産区分収金交付事務4万1,000円の増額は、県営分収交付金を土地所有持ち分に応じて交付するものでございます。6款1項1目予備費5万円の減額は、歳入歳出の調整に伴う減額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の121ページをお開きください。

平成27年度下田市の公共用地取得特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる

もので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ321万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の122ページから123ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節市有地貸付収入9,000円の増額は、下田公園隣接地の貸付料の追加でございます。

歳出でございますが、2款1項1目8210事業、土地開発基金繰出金9,000円の追加は、市有地貸付収入を土地開発基金への積立分として繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の133ページをお開きください。

平成27年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,490万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,295万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の134ページから135ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の136ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項は保健指導事業等業務委託料、期間は平成27年度より平成28年度まで、限度額は、事業予定額400万円の範囲内で保健指導事業等業務を委託する旨の契約を平成27年度において締結し、平成27年度予算計上額160万円を超える金額240万円

については平成28年度において支払うものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをご覧ください。

歳入でございますが、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金2,793万3,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり金額の確定によるもの、同2節事務費等繰入金25万9,000円の増額は、事務費分の繰入金で、時間外勤務手当に25万9,000円を増額するもの、同4節財政安定化事業繰入金671万7,000円の増額は、金額の確定によるものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8300事業、国民健康保険総務事務25万9,000円の増額は、時間外勤務手当、2款1項1目8350事業、一般被保険者療養費給付事務1,000万円の増額は、一般被保険者療養給付費の見込み増によるもの、2款5項1目8390事業、一般被保険者高額療養費支給事務3,000万円の増額は、一般被保険者高額療養費の見込み増によるもの、8款1項1目8480事業、特定健康診査・保健指導事業320万円の減額は、保健指導事業等業務委託について、事業効果を高めるため平成27年度から平成28年度までの債務負担とし、今年度160万円を実施するもの。11款1項1目8510事業、一般被保険者保険税還付金100万円の増額は、保険税還付金の見込み増によるもの、11款1項4目8540事業、一般被保険者還付加算金5万円の増額は、保険税還付加算金の見込み増によるもの。12款1項1目予備費320万円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の163ページをお開きください。

平成27年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,352万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の164ページから165ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によ

りご説明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節国庫負担金・介護給付費負担金・現年度分は、介護給付費負担金の財源充当の組み替え、3款2項1目1節国庫補助金・調整交付金・現年度分は、調整交付金の財源充当の組み替え、4款1項1目1節社会保険診療報酬基金・介護給付費交付金・現年度分は、介護給付費交付金の財源充当の組み替え、5款1項1目1節県負担金・介護給付費負担金・現年度分は、介護給付費県負担金の財源充当の組み替え、8款1項1目1節介護給付費繰入金・現年度分は、介護給付費繰入金の財源充当の組み替え、8款1項4目1節職員給与費等繰入金56万8,000円の増額は、時間外勤務手当分でございます。

歳出でございますが、1款1項1目9200事業、介護保険総務事務56万8,000円の増額は、時間外勤務手当分でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の179ページをお開きください。

平成27年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,281万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の180ページから181ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節事務費繰入金2万5,000円の増額は、事務費分、同2目1節保険基盤安定繰入金173万2,000円の減額は、金額の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700事業、後期高齢者医療総務事務2万5,000円の増額は、普通旅費、2款1項1目8750事業、後期高齢者医療広域連合納付金173万2,000円の減額は、保険基盤安定負担金の納付額が変更となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の193ページをお開きください。

平成27年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、第1項は、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」によるということで、補正予算書の194ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9000事業、排水処理施設管理事業33万5,000円の増額は、光熱水費の増、4款1項1目予備費33万5,000円の減額は、歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の203ページをお開きください。

平成27年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,856万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の204ページから205ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の206ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件で、事項は下田浄化センター電気計装設備更新事業、期間の変更はなく、限度額を事業予定額4億6,160万円を2億4,240万円に、平成27年度予算計上額

5,960万円を9,260万円に、平成28年度支払額4億200万円を1億4,980万円に変更するものでございます。

203ページに戻っていただきまして、第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は「第3表地方債補正」によるということで、補正予算書の207ページをお開きください。

地方債の変更は1件でございます。

起債の目的は公共下水道事業で、限度額4億2,130万円を4億40万円に変更するもので、変更の要因は事業費の確定によるものであり、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

補正予算の概要32ページ、33ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節国庫・社会資本整備総合交付金1,960万円の減額は、事業費の確定によるもの、8款1項1目1節下水道事業債2,090万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8800事業、下水道総務事務5万3,000円の増額は、消費税及び地方消費税、1款2項2目8820事業、下水道施設管理事業70万円の減額は、水質検査業務委託、2款1項1目8830事業、下水道幹線管渠築造事業200万円の減額は、国庫補助金の減額内示に伴う事業費調整により下水道幹線管渠築造工事を減額するもの、2款1項2目8840事業、下水道枝線管渠築造事業3万9,000円の増額は、職員人件費、2款1項3目8833事業、下水道施設等更新事業3,848万円の減額は、国庫補助内示に伴う事業費調整及び下水道施設更新工事の契約差金による減額と、下田浄化センター電気計装設備更新工事（新規）の事業費の増額等によるもの、3款1項2目8860事業、下水道起債利子償還事務740万4,000円の減額は、平成16年度借入分の利子軽減及び平成26年度発行債の利率の確定によるもの、4款1項1目予備費799万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）から議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 議第82号から議第89号までについて当局の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。
7番。

○7番（大川敏雄君） 1点だけ質問させていただきたいと思います。

条例と今回の補正予算の執行に係る関連性について、その見解を副市長あるいは企画財政課長でも結構ですから、見解をお伺いしたいと思います。

ご承知のとおり、今回のこの議会において、多くの市民が関心を持っております庁舎建設の移転に関する具体的な予算あるいは条例が提起されているわけであります。この件については、明日以降、総務文教委員会で十分な検討がされると思いますし、あるいは最終日の11日は最終的に議会がどういう判断をするかと、非常に市民注目の課題であろうと思います。そこで甚だ恐縮ですが、仮説を言って恐縮ですが、見解をお尋ねしたいと思います。最終の本会議の議会において、この市役所の位置の変更に伴う議案が否決され、またあわせて補正予算が承認されたと、こういう場合に、質問をさせていただきたいと思うんですが、補正予算、この債務負担行為の手続がされております。つまりは本年度1億700万にかかわるこの実施設計の契約をすると。なおかつ本年度は総事業費の1億700万のうち約1割を予算執行すると、こういう予算提案であります。その場合に、この補正予算の執行はできるかどうかということについての見解をお尋ねします。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） ただいまの大川議員のご質問でございますが、まず今回、庁舎の位置の変更の条例を提案させていただいております。これはご承知のとおり、自治法の4条2項の特別多数議決ということで3分の2の賛成を得ませんと条例の改正が可決されないということでございます。

一方、今回、補正予算の中で新庁舎の設計委託業務費を計上させていただいております。これにつきましては通常の過半数という形での議決をいただく形になります。現在、条例先議ということで、条例のほうを先にご審議いただくわけでございますけれども、ご質問の条例が否決されて、予算のほうが仮に通ったというねじれ現象が起きた場合の予算の執行の関係でございますが、今回、条例改正案と予算の補正を提出させていただきましたのは、当局といたしましても、姿勢を具体的に明らかにしたものでございます。したがって、これは市長のほうに確認はしなければなりませんけれども、これまでの経過の中での内部的な意思といたしましては、条例が否決されたといいたしましても、本来であればその予算の取り扱い

いについて、当局から訂正を申し出るとか、あるいは委員会の中で委員会の修正という形での対応をさせていただくような形になろうかと思えますから、原理原則から申し上げますと、当局としまして強い意思を今回の補正予算という形であらわしたものでございますので、その辺の意思につきましては、当局撤回と、原案訂正という形になったとしますと、当局が意思を曲げるという形になりますので、その辺については、私自身の考え方としてはいかななものかというふうに考えております。

ただ、これが予算の執行上の問題になりますと、当然、議会で前提となります位置の変更についてお認めいただけなかったという形になりますので、その辺につきましては慎重な対応をしていかなければならないということで、取り扱いについてどうすべきなのかというところを、改めて議会の皆さんとご協議させていただく形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（大川敏雄君） この案件は、私は非常に大事だと思います。したがって、いろんなことを想定して、十分的確な、いわゆる対応をすると、こういう手続を、あるいは検討を十分事前にひとつ当局内ではやっていただくことを要望して終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 続きまして、5ページの新庁舎建設工事設計業務委託の債務負担行為についてお尋ねをしたいと思うものであります。

今、大川議員の質問に対し、当局の姿勢を示すものであって、位置の条例が否決された場合は、議会の意思によって、この予算を修正していただきたい、こういう答弁を副市長から受けたと、こう理解してよろしいのかということが1点であります。

やはりこれは議会で否決されるようなものを提出したという反省を含めて、きっちり当局が私は対応すべきだと、こう思うわけであります。

そうしますと次に、事業予定額1億700万の範囲内で、27年度、28年度の債務負担行為をすると、こういう内容であります。この算出根拠はどのような形でされて1億700万が出されているのかという点をお尋ねをしたいと思えます。

それから、同じく5ページの下田市学校教育調理配送業務委託料、27年度から30年度まで1億6,200万円の範囲内に恐らく28、29、30と3カ年の事業展開をするということであろうかと思えます。契約は27年度であると、こういう理解でよろしいのかと。そうしますと、教

育委員会のあり方検討委員会の資料によりますと、年間約4,200万円あれば十分運営ができると、この3で割ってみますと、5,400万円を年間充てていくと、こういう債務負担行為の金額になっております。1,200万から民間委託したほうが高いということが、数的にここにあらわれている。1つは、安心・安全の給食、そしてなおかつそれが安上がりになるんだと、こういう指摘をしてきたかと思いますが、その実態は1,200万円も余分の費用がかかると、このような債務負担行為をどうして出しているのかと。どの面から見ましても直営で実施したほうが、より安全で安心の学校給食が対応できると。しかもスムーズに、同じ調理を担当している人たちが担当できるという体制になるわけですので、現在、勤めている人たちの配置転換だとかある場合には、解雇だとか、そういうことをしなくても済むという実態から考えましても、この債務負担行為の提案は大変大きな問題を持っていると、こう私は思うものでありますが、どのような算出根拠、どのような根拠を持って、この債務負担行為を出されているのか。ここに債務負担行為を出したということは、具体的な仕様書をつくっていると、こうみなさなければならないと思うわけでありまして。そうしますと、栄養士さんが何人で、調理員さんが何人で、事務職員がいるのかいないのか知りませんが、その職域を持っているそれぞれの専門の職種が、どういう配置でこの計算がされて1億6,200万円という数字を出しているのか明らかにしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 新庁舎の関係につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

今、沢登議員のご質問の中で、仮に現在、提案させていただいております新庁舎の位置の変更条例の改正が否決された場合に、予算にどのような影響を及ぼしていくのかということの中で、議会の意思で修正していただきたい旨の答弁を私のほうはしたという受けとめ方をされていようかと思っておりますけれども、そうではなくて、条例が否決されて、予算のほうは2分の1でございますので、仮に予算のほうを通った場合にはねじれとなります。このねじれをどのように受けとめていくのかというところが非常に難しい、苦慮するような局面になりますので、条例が通らなかった場合には、まず議会のほうから補正予算に対する原案の修正という方法、あるいは当局から原案の訂正という方法、あるいは当局の強い意思をそのまま補正予算のほうに反映させていただいているわけでございますので、そのまま予算審議をしていただくという、こういったような方法、手法があるかと思っております。これにつきましては、

当然いろいろな問題をはらんでまいりますので、内部的に十分検討させていただいて対応していきたいと、そういう意味での発言であったということをご確認いただきますようよろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 設計委託料の詳細についてということかと思えますけれども、内容といたしましては、基本設計と実施設計の委託料になってございます。

あと、中味につきましては、当然のことながら建築の設計、それから造成の設計、あと建築模型の作成ですとかパースの作成なども盛り込んでございます。積算につきましては、委託料の積算の基準に基づいて積算いたしております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 5ページの債務負担行為補正の下田市学校給食調理配送業務委託料の関係です。

まず、契約は27年度で行うのかということですが、これは既に全員協議会でスケジュール表をお渡ししてあると思えますけれども、その中で27年度中に契約はさせていただきたいということでお示しさせていただいております。

そして、算出根拠につきましてですが、これは参考となる見積書等を徴収しまして、その中から人件費、衛生費、直接管理費、間接管理費、そういうものを計算しまして、28年度、29年度、30年度で1億6,200万円、ただし、これは28年度につきましては、1学期は既設の今ある4つの調理場を使いますので、29年と30年は同じ数字になりますけれども、28年は安い数字になるという形でございます。一応、見積書等をもとに積算した数値ということでございます。

それから、直営のほうが安くできるということで、これは昨日の議会でも沢登議員からご指摘があったんですけれども、あり方検討委員会に提出した数値というものは、運営体制について検討してもらうために提出したものであって、この数値的なものにつきましては、既に3月議会の本会議、それから委員会においても数値の精査がちょっと十分でなかったため、結果として直営と委託については、それほど大きな差はないというご説明を既にさせていただいております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 副市長からご答弁をいただきまして、議会で検討するのか、予算はそのままにして執行しないのか、あるいはある場合にはいろいろ検討するんだと、こういう答弁であります。土地の購入費がここに出されていないというような状態の中で、場所が決まらないうちに、債務負担行為の設計の予算措置をしていっていいんだという根拠は、そもそもどこにあるのかと、私はないんじゃないかと思うんです。市の土地が既に確保されていて、ここに建てるんだということであれば、こういう予算の執行はなされてしかるべきだろうと思いますが、土地も目安としては、ここに建てたいという目安はあるにしても、市の土地にもなっていないと、こういう中で、この設計の委託を組む。しかも、ご案内のように、この場所については多くの市民の皆さんが白紙に戻してほしいと、あるいは考え直してほしいと、こういうことを態度を明らかにしているわけですね。そういう状態の中で、位置の変更条例が否決されたら、その対応はこうするんだということも、基本的は当局が出したことを謝って訂正するというのが市民に対する責任だと、議会及び市民に対する当局の私は責任だと思うわけです。

それを、固い意志を示すために検討してもらうんだと、ちょっと態度が違うんじゃないかと。市民に対する当局の、市長の姿勢のあり方が、ちょっと間違っているんじゃないかと私は思うんですけれども、民主的な公平な議会、あるいは市の執行を進めていくという観点からは、余りにも強引などいいますか、無謀な態度ではないかと思うんですが、その点、どのようにご理解をしているのかお尋ねをしたいと思います。

それからなお、学校給食の点については、私はあらゆる観点から見て、直営でやるのがよりいいという結論は既に出ていると。にもかかわらず、第3次の行革大綱だとか、定員適正化計画だとか、現業職の職員を採用しないという方針であるので、民間委託にせざるを得ないんだと、こういう結論が根底にあるんだろうと思うんです。現状を真摯な立場で分析していただければ、直営でやったほうが安いし、安全であるし、そして食育という観点においても、より一層よろしいと、こういうことになると思うわけです。

そこで、最後に教育長に聞きたいと思うんですが、食育が1つの教育だといえますと、学校長あるいは教頭先生は、給食でいうと栄養士さんは市の職員だと。ですから校長先生は、県の職員ないしは市の職員だと。しかし実際、子供を担当する調理に当たる先生方は、どこかの民間の予備校とか学習塾をやっている民間の先生を連れてきて教育するんだと、こういうようなことと比較できるようなことを、この学校給食で、給食が食育だと言われている中

でやろうとしているのではないかと私は思うんです。本来、学校給食法や地方自治法に照らしても、この学校給食というのは直営で行うべきことが法的に義務づけられております公が実施をすべき仕事だと。義務教育においても私は同じだと思うんです。

ですからそういう点で、ぜひともあり方検討委員会や教育委員会の中で、直営という話ではないですが、少なくとも1年間は、29年度までは生首を切るようなことはしないで進めましょうという結論が覆されていったということについては納得ができないと、こういう思いでいるわけです。ぜひともそういう点で、より一層頑張ってくださいと思いますし、この民間委託することの持っている矛盾というのは納得するわけにいかない指摘し続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 新庁舎の位置条例に関しましては、提出させていただき思いからは、ぜひともご承認いただきたいというところで、そしてご承認いただくことを前提に予算を提示させていただいたところであります。

土地の購入に関しましては、一般質問のときにも説明をいたしましたけれども、手続上の問題の中で、事情の中で新年度にとお願いをしたいという順序であります。仮に位置条例のものが否決をされるということ、望むことではございませんけれども、否決された場合には、ほかの補正予算に極力影響のないように、どのような形でお願いをしたらいいかということ、そのときに議会の皆さんにご相談をかけて進めたいと思います。

ただし、滞りないようというところで、いろいろな想定を考え、準備はしているところがありますので、またその節には、皆さんにいろいろご相談をおかけをして進めたいというふうに思っているところであります。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 土地の購入予算のない中、設計予算を計上することの正当性、合理的な理由がないのではないかとご質問でございますが、いろいろな先進事例を見ますと、これはまた担当課長のほうから、いろいろなパターンをご説明していただきたいと思いますが、予算の提出の仕方、あるいは条例の提出時期というのはさまざまでございます。そういった中で今回、下田市は、土地の購入についてのいろいろな事情を勘案した中で、土地の購入費については計上しないままに、庁舎の位置の変更条例と、関連の実施設計等、基本設計等、委託設計業務の予算を提出させていただいたものでございまして、この方法、この手続

が全てではないわけですが、下田市としては、今回そういう形で手続的な面から言わせていただくと、そういう方法をとらせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 先ほど来から、沢登議員のほうから直営がということでお話を伺っておるわけですが、まず食育についてですけれども、食育は民営か直営かということについて、前回のときにもお話を少しさせていただいたと思いますけれども、民間だからできる、直営だからできるではなくて、この食育については、食育という面では、まず学校がリードしていくと。食育推進法によって食育の計画をつくる。学校では養護教諭が中心になって、この食育推進計画をつくっております。当然そこには学校長も管理職も含まれて会議が持たれております。

そんな中で、民営化になったから食育ができないのではないかとということでしたが、これも前回もお話しさせていただきましたけれども、栄養士さんが、まず計画をつくります。その中でいろいろ食材、栄養バランス、こういうものを考えて計画をつくりますので、それに従って調理員さんが調理をしていただくということで、決して民営化にされたからといって、食育はできなくなるというふうには考えておりません。

あと、直営のほうが安いとかというお話がありますけれども、これは学校教育課長のほうからお話をさせていただくことにしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず、直営でやるほうが良いという結論が出ているということですが、まず学校給食を直営でやるかどうかということなんですけれども、これは学校給食法の中で努力義務ということになっておりますので、義務ではないということです。

それから、今回の本会議においてもご説明したんですけれども、文部科学省のほうから出ている学校給食業務の運営の合理化についてというもののの中に、学校給食業務の民間委託を禁ずるものではないと、これは先週、私、同じことをお答えさせていただいておるはずですが。

それから、直営のほうが安いという件について、市がつくった資料で安くなっているということをお伺いしているんですけれども、それについては3月議会で説明したと先ほど申し上げたんですけれども、沢登議員がつくっていただいた29年度以降の比較のための

資料というのは、現在、4調理場を正職員が4人、臨時が18人、22人で維持管理の運営をしているわけですが、29年度以降、正職員が退職した後に、そこに臨時を置きかえた、ただ、そういう数字が出ているわけです。臨時職員というのは、短期的で補助的な業務をやっていただく、そういう職員でありますので、例えば全職員が臨時職員で直営が維持できるんじゃないかということは、これはあり方検討委員会においても非現実的であるということを指摘を受けております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 新庁舎の建設の土地の件は、税金の関係で対応していると、こういうことかと思うんですが、これらは当然、広聴会を持ったり等々していかなければならないと思うわけです。突然この1月になれば、それができるというようなものではないんじゃないかと。この土地所有者のために税金上の対策をとってあげよう、こういう答弁をされていると思うんですが、それらのものは、どのように進められていくことになるのか、どういう手順になるのか、そしてそれが1月中に終わる予定があるのかということ、あわせてお尋ねをしたい。そうであれば、それらの手続が済んだときに、あわせて一緒に提出するというのが本来の私はありませんかと、こういうぐあいに思うわけでありまして。1月になれば、ある日、1月1日には、もうその手続が済んでできているかのような言い方をされておりますが、仕組み上、そういうものではないんじゃないかという思いがいたしますが、どんな形になっているのでしょうか。

それから、学校給食あるいは文科省の指示によって、民間委託を否定するものではないと、非現実的だという結論を出したということですが、現実の河津町にしましても、南伊豆町にしても、この賀茂郡下で直営で、特に河津町については臨時雇いがいいかどうかは、いろいろ疑問はありますけれども、そういう体制で運営している、直営でやっているという現実が周りにずっとあるじゃないですか。この賀茂郡下において民間委託しようというのは下田だけではないですか。そういう現実を見ないで、実際にやっているところを見ないで、国の言うがままに、あるいは市長さんが言うがままに民間委託するんだというのは、まさに現実を見ていない実態ではないかと私は思うわけです。

それで、具体的には何回もそうであれば、当局として教育委員会の比較表を出していただきと、議会に提出していただきと、第2回の委員会の資料は間違った資料だという言い方をしておりますが、間違った資料であるならば、間違っていない資料を、比較表をきっちり出し

て、直営でやるよりも安くなるんだと、こういう資料を提出してください。委員会までには、そういう資料を出していただきたいと思います。

ぜひとも、この近隣の現実に、南伊豆にしても河津町にしましても直営でやって工夫している、河津町については、既にセンター方式でやっているわけですから、そういう体制の中で十分調査が、できるかできないかの調査は検討はできると思うんです。現実にやっていることを否定して、今までやっていないことに体制を持っていこうというようなあやふやな行政は、私は進めるべきではないと思うわけです。

確かに教育長が言われるように、食育そのものの計画は、養護や学校栄養士の先生が各学校でリードしていくというのはそのとおりかと思いますが、実際に子供たちが食べる給食そのものは、調理員の皆さんがおつくりになって届けると、こういうところがございますので、そのノウハウが蓄積されていかなければ、給食がまずくなるというようなことも指摘がされているところだろうと思うんです。ですから、ぜひともこれは教育委員会でも検討し直していただきたい。

どういうわけで高くなるかといえば、前回の一般質問でも言いましたように、委託契約すれば人件費が同じだとすれば、契約のための消費税を払わなければならない。これは10%になるだろうと。そしてもう一つは、業者は利益のためにその仕事を受けるわけですから、5%から15%の利益を見込むようなことが教育委員会の資料でも明らかになっていると思うわけです。したがって、人件費掛ける25%ぐらいは余分に支出していかなければならない。そういう費用を払わなければ民営化というのは経費的には業者は受けられないんだと、こういう仕組みの中にあると思うわけです。その仕組みが違うんだというなら、それは違うような資料を提出してご説明をいただきたい。

それから、さきの竹内議員の質問にありました炊飯施設についてでありますけれども、たしか河津のセンターには炊飯施設も設置がされていると。検討した当時は、炊飯業者が民間の業者が2社あった。しかし1社はもうやめてしまった。残っているのは1社しか残っていない、こういう状態の中で、その1社に一定の事故があったときにどうするのか、炊飯施設を今の段階ならまだ間に合うので設置したらどうかと、こういう議会からの提案もあったかと思うわけですが、それらを含めて、この学校給食のあり方というのは検討し直して、よりよいものにしていくということは、今求められているのではないかと。

この債務負担行為はぜひとも撤回していただいて、検討し直すということが、今、必要ではないかと私自身は考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 土地収用法に関する事業認定の件でございますが、沢登議員の一般質問にもお答えしたかと思うんですけれども、位置の条例によって、その場所に下田市はやるんだという意思を示すことが、事業認定の中でも求められております。そういったこともありまして、位置の条例を上程しておりまして、なおかつ1月までに事業認定がとれるといったお話をした以前の、それは工程表を見てお話しされているんじゃないかと思うんですけれども、それにつきましては、9月に位置の条例を出していれば、そういった段取りで進むんでありまして、12月にずれ込んだことによりまして、年度内に事業認定をとれる見通しが立たないと。そうなりますと、沢登議員、おっしゃっていますように、税制上の優遇措置が所有者さんに受けられる状況にございませんので、本年度予算につきまして、用地費を計上することを見送ったものでございまして、このまま予定どおりに進めば、新年度予算には用地費を盛り込んで、事業認定を取得して用地を購入したいというような段取りにはなっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 臨時職員だけでやっているところもあるだろうということですが、あり方検討委員会の中では、河津町が全職員で臨時職員でやっているということ、ちゃんとあり方委員会は承知の上で、非現実的であるという、そういう提言、ご指摘をいただいたものです。

それから、経費の関係なんですけれども、これも先週、数字的なものはある程度申し上げたと思いますけれども、委員会のほうにある程度、わかりやすいものは提出させていただきます。

それから、炊飯につきましては、これも先週と同じ答えになってしまいますけれども、基本計画の中で、センター炊飯と米飯の購入、これを経費比較いたしまして、購入したほうが安く行けるだろうという判断のもとで炊飯施設はつくらなかったものであって、その後、今ご指摘があったように、業者さんが廃業してしまったりという状況があるものですから、それで炊飯というものを考えていくべきではないかという、そういうご質問をいただいたということであって、今やっている建設の中で、どんどん炊飯を進めると、そういうご質問があったわけではありませぬので、状況の中で検討はしていきたいというお答えを先週させてい

ただいたものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分休憩

午後 2時39分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

8番。

○8番（鈴木 敬君） 幾つかお聞きします。

まず、防災のほうの関係で、春日山の測量事業というのがありますが、これが災害用避難施設整備事業なのか、前の説明ですと下田公園とつなげて、下田公園のほうから赤い橋を通過して春日山のほうに向かって、そういう避難の経路をつくるんだというふうなことをちらっと聞いたように思いますが、そこら辺の具体的な事業が、どういうふうな形を想定しているのかということ、もう一度お聞かせください。

それと、関連するかもわかりませんが、理源山のほうでも避難経路あるいは避難場所をつくるというような動きもあると思いますので、そこら辺の関連性をお願いします。

もう一点、下田公園への避難経路に関しましては、下のほうから、澤村邸の横から登っていくのと、川ふちの下田公園の入り口から登っていくのとありますが、海のほうは若干心理的に怖いということで、大浦のグラウンド下のところ、大坂区の公会堂がある辺から上に避難経路をつくってほしいというような意見も意見としてはあったと思いますが、そこら辺のところは具体的な要望として出てきているのかどうなのかというふうなことも、春日山の関連して、そこら辺の周辺のことに関してもお聞かせください。

それとあと2点目として、観光のほうのことで、下田港客船誘致協議会というような言葉が出てきましたが、これは具体的にはどういうふうなことなのかのご説明をお願いします。

それと3点目は、建設課のほうのことで、義務化耐震計画事業というものがどういうものなのか、具体的にお聞かせください。

下水道のほうのことと接続工事費のほうは、学校教育課のほうで出ていますので、あと生涯学習課のほうで下田市市民スポーツセンター下水道接続工事というのが出ています。ですから、ここでちょっと聞きたいなというふうに思うんですが、要するに下水道接続事業が敷

根地区に下水道をあれして、中学校等々のことを、今、接続事業をやっているんですが、災害のときの避難場所との関連性でいうと、万が一下水道処理場が被災するとか、あるいは本管が破砕するとか等々のことで、下水道が機能しなくなってきた場合に、こちら辺のスポーツセンター、あるいは子育て支援センターに下水道を接続したときに、万が一のときに、そこが避難場所としての機能が大幅機能低下するんじゃないかというふうな心配もしているわけなんです。一応、合併処理浄化槽であれば、ある程度、下水道本体がだめになったとしても、ある程度のことは電気の関係もあるんでしょうが、ある程度のことはやってくると思うんですが、そういうふうな意味においては、ある程度、そういう万が一のときに備えて、そういう合併処理浄化槽なども備えておく、残しておくほうがいいんじゃないかなというふうには、私は前からそういうふうな思いがありまして、そういう意見も言ったかなと思いますが、そこら辺のことの関連、特に万が一のときに下水道をどの程度の復旧を見込んでいるのか等々のことの関連で、こちら辺のところのスポーツセンター、あるいは子育て支援センターの下水道接続事業について、防災の観点から当局の意見をお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） まず春日山、理源山、大浦の話ですけれども、現在考えているのは、春日山遊歩道から、いわゆる三十三観音、理源山のほうの遊歩道に対してつなげていく道がつかれないかということで、今回、測量と設計のほうをあわせて上げさせていただいております。

また、プラスの条件としまして、了仙寺から春日山のほうに登れる道もつかれないかということで、今、検討のほうをし始めたところであります。

ただ、全体が実際にできるかどうかというのは、測量と設計のぐあいを見ないとわからないものですから何とも言えませんけれども、実現できる方向でいきたいというのには考えてございます。

また、大浦の大坂区の事務所のほうから上がる道に関しましては、今回の計画の中にはまだ入ってございません。

それから、下水道の件に関しましては、いろいろと検討事項はあるかと思っておりますけれども、現状、合併処理浄化槽を残しつつ、使っていないと合併処理浄化槽もだめになってしまうものですから、ただ単に残せばいいというものではないものですから、その辺はできれば残せば残せたほうがいいのかもありませんけれども、結果的には何も使えないものを残しておいてもしょうがないものですから、現状は下水道への接続という対応で考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） ご質問のございました下田港の客船誘致協議会の補助金20万円、今回ご審議をお願いしてございますが、こちらにつきましては、フランスのポナン社というクルーズの会社がございまして、そちらの割と小型ではございますけれども、豪華客船が香港から大阪までクルーズすると、12泊13日ぐらいのスケジュールなんですけど、そのうち4月4日の月曜日に、下田港に入港するということが決まっております。下田港のほうに、岸壁のほうには接岸できませんので、恐らく沖に停泊して、テンドーボートか何かで上陸していただけるというようなことになろうかと思っております。

中身なんですけど、船客が、お客様が264人、これは定員なんですけど、ほとんど売れているというようなことではございます。それでクルーが140人ほどいらっちゃって、合計400人ほどのお客さんが見える。お客さんは、ほとんどがフランス人ということでございます。そのフランスのお客様は、下田港に上陸いたしまして、近隣を恐らくオプションツアー等で回っていただくというようなことになろうかと思っております。そちらのお客様をお迎えするために、下田港の客船誘致協議会というものを設置いたしまして、市・国・県、それから民間の皆様と、こういったおもてなしをしようというようなことで考えているところでございます。

今年度分につきましては20万、大体準備経費というようなことではございます。実際には4月4日入港ですので、また来年度の新年度予算で、例えばおもてなしに対する経費、下田太鼓、この辺はまた協議会のほうで検討していただきますけれども、例えば、よさこいであったりとか、下田太鼓での出迎えですとか、また恐らく外ヶ岡のほうに着くのではないかと、うふうに予想しておりますので、そちらのほうに、例えばブースの出店ですとか、外国のお客様ですので、臨時的売買のブースを設置するというようなことを、今、考えているところでございますので、そういった内容について検討していただくことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 私のほうからは、義務化耐震計画事業費補助金ということで、義務化耐震計画とは何かというご質問だと思いますが、平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律というのが改正されまして、耐震診断を義務づけられる建物というのができ

たんですね。それというのが病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建物というのが耐震診断を義務化されております。そして、そのうち中小企業のホテル、旅館が実施する耐震診断については補助をしましょうよということで、まずは耐震診断に対して補助をさせていただいてまして、今回、補正をさせていただいているのは耐震計画といたしまして、その次の段階なんですけれども、それに対して補助を出させていただこうという補正でございます。

市内には、義務化された旅館というのは今5つあります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木孝子君） それでは、下水道接続工事が学校教育課管轄と生涯学習課管轄のほうで計上されているという件につきましてですけれども、こちらはスポーツセンターに下水道接続工事を行うものでして、工事費が1,000万となっております。学校教育課と生涯学習課で建物の床面積で案分したものでございまして、それぞれ91%と9%ということで、このような計上額となっております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 春日山のほうのことに关しましては、私もかつて遊歩道をつくりたいなというふうなことで、少し運動もしたこともあったんですが、その後、ちょっと残念な結果になっていまして、ここに来て、春日山をもう一度、人が歩けるような状態にするというふうなことに关しては、私は大賛成でありますので、ぜひともやっていただきたいというふうに思います。

それと同時に、また理源山のことだとか、了仙寺のことだとか、あるいはまた下田公園への接続、うまくいけば、あの辺が観光スポットとしても開発される可能性もあると思いますので、防災という観点だけではなくして、いろいろ、あそこに観光資産もありますので、そこら辺をうまく利用しながら、人がいつでも行けるような状況、状態、環境をつくっていただければなというふうに思っております。これは要望です。

下水道の問題なんですけど、もう小学校にも設置とか、そういうのが進んでいて、今さらどうなのかというんですけど、やはりある程度は、そういうふうなものも残して活用していく必要はあるんじゃないかなと思います。全部下水道にしたときに、万が一のときに、簡易トイレとか等々で、あそこに広域避難場所として何千人、3,000人ぐらいの人が来たときに、そ

これらのトイレをどうやって確保するのかということ具体的を考えていかなければならないんじゃないかと思うんですが、それがどの程度、下水道が復旧しないで、その間に避難、あそここの広域場所に避難してきた人たちが、どのような避難生活の中で、トイレを使っていくのかということ考えた場合に、ある程度は、そういうふうに使える施設というのは、下水道よりは合併処理浄化槽のほうが、そういうふうな災害に対しては強いと思いますので、そこら辺のことは考えてもよいのではないかというふうに思っております。そこら辺のところでは、ほかには、あとはよろしいです。これはもう要望です。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 合併処理増加槽もいいんですけども、そもそも水がなくなってしまうものですから、現状、水洗トイレは使えなくなりますので、どちらかというところ、いわゆる簡易トイレの備蓄とか、そういう方法で、いろいろ私どもは考えております。結局、合併処理浄化槽は残しておいても、それに流すための水がなければ機能しないものですから、それよりも今は簡易トイレというか、簡易に敷いて、それで包んで捨てるという形で対応しようというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番（伊藤英雄君） 申しわけございません。

幾つか質問させていただきたいと思うんです。

最初に、ふるさと納税について。

これは12月2日に、進士為雄議員が一般質問でやっているんですが、そのときの答弁で、10月末で1,250万の実績がありましたと。2,000万円ほど見込んでいますよという答弁があったんですが、今回、ふるさと納税で見込み額ということで、多分、歳入のほうに上がってくるんですが、これの合計が、今ざっと計算したら1,490万ぐらいあるんで、今年度のふるさと納税の見込み額というのは、そうすると3,500万円ぐらいになるのかなというふうに理解していいものなのかどうかということ、その点をお尋ねします。

それと、補正予算の概要の11ページ、福祉事務所のほうで地域生活支援事業等の中で、日中一時支援事業委託というのがあるんですが、この日中一時支援事業の内容はいかなるものかをお尋ねします。

それと最初、大川議員のほうから提案があって、沢登議員というふうにつながっていったんですが、この議会の意思のねじれ、仮定の話は余りやっても、余り生産的ではないから意味ないのかなという気がするけれども、流れの中で申しわけないけれどもやらせていただきますと、条例が否決されて予算が可決されて、やっぱりここでの問題は、庁舎を敷根民有地に建てるか建てないかというよりも、副市長の答弁を聞いていると、ご認識があるようですけれども執行できないんですね。これはもし位置条例が否決されて予算が可決したとしても、これは執行するとどうなるかといえば、つまり建てなかったら無駄な金になるわけですよ。条例が否決された段階で建てないということが前提になりますから、じゃ、建てない金を使ったら、それはもう無駄遣い、逆に言うと、市に損失を与えたということになるわけです、執行したお金は。条例先議で、条例でもう建てないよということが決まれば、本当、執行できない予算を提案するというはどういうことなのか。逆に言えば、議会は執行できないことを承知で議決するというは、市長に執行しなさいよと言っていることになる。だから、もしこれが本当に執行されて、あそこが建たなかったら、損害賠償請求というやつです。担当課長に行くことはないだろうけれども、市長及び建てないことに承知で使えと言った議員さんに対しては、損害賠償請求が起きる可能性が出てくると。だから、基本的には執行できない予算をどう取り扱うべきなのか、こういうことだろうと思うんですね。

だから、当局の意向を酌めば、一番ベターなのは、もう条例が通った段階で、当局には、やっぱり立場もメンツもあるでしょうから、否決した議会側が修正案を出すというのが落としどころとしては妥当なところかなというふうには考えるんですが、その点、どんなふうにお考えになるのかということですね。

それと、条例案の審議の中で、敷根民有地は急傾斜危険崩壊地域に上がっていないから安全ですよと、こういう議論がたびたび当局からも議会側からも出ていたんですね。実は私、石井市長時代のある課長に聞いたことがあるんですよ。急傾斜危険地域とはどういうところがなるんですかと。その聞いた課長が教えてくれたのは、傾斜の角度が30度以上あって、高さが5メートル以上で民家のあるところが、基本的には調査をして危険地域に指定されるよと。民家のないところは指定されないのと言ったら、それは伊藤議員、だって稲梓だ、大賀茂だ、山の奥のほうで、誰も人が住んでいないところはやりませんよと。つまり民家のないところは基本的に指定されないんだよね。指定する必要がないと思っているわけです。私そういう記憶があったもので、進士濱美議員に、私の記憶じゃ、そうなんだけれどもと尋ねたところ、濱美議員もそれはそのとおりだよと。でも一応、念のために県に確認してみましょ

うということで、濱美議員に県に確認していただいたんですよ。そうしましたら、私が教わったとおり、やはり傾斜角度30度以上で高さ5メートル以上で民家がある、敷根民有地について言えば、県は、あそこに民家が建てば、当然、崩壊地域になるかどうかの調査をしますよと、こういうようなお話があったということでね、県だから民家と言ったけれども、私どもの立場でいえば、あそこに庁舎が建てば、県は危険崩壊地域になるかの調査をして、右、左は危険地域になっているわけですから、当然、庁舎が建った途端に、あそこは危険崩壊地域に指定される可能性は99%以上あるのかというふうに考えるんですが、そこで、黒田室長は、危険地域のルールというんですか、あそこが危険地域に指定されていない理由に、下が、要するに民家がないと、人的被害が起きないという認識を持っていられたのかということをお尋ねしたい。

それと、やっぱりこの敷根民有地を反対しているというのは、安全性の問題と同時に、やはり価格が高いよと、建設費がどうしても高くなっちゃうんじゃないかという、こういう思いが市民の中にあるわけでありまして、それに対応しようということなんだと思いますが、5階建てを3階建てに低くすると。それによって建設費は安くなるんですが、敷根民有地の建設費が上がる理由は、それだけじゃないんですね。もちろん3階建てでいい庁舎を5階建てにするということによって建設費が上がるということも1点、指摘させていただいたんですが、もう一つは、やっぱり屋上駐車場、つまり人が歩くだけの駐車場に比べて、屋上に車が1トン、2トンの車が五十何台だから五十何トンになるんですか、それが入る建物ですと、もう建物に求められる強度が違うということで、屋上に駐車場をつけた建物と、いわゆる屋上に駐車場のない建物でいえば、屋上に駐車場をつけた建物のほうが高くつくと考えるんですが、その考えで間違いないかどうか、黒田室長にお尋ねします。

黒田室長に、これはお願いがあるんだけど、先日の質問で、敷地の一部に浸水するところがあるよという質問をしましたら、県の浸水予定図であればありますよと。けれども、それは1センチか2センチだという話をされたんですが、現場の1センチか2センチという話じゃないと思うんですね。多分、黒田室長は、県の津波の浸水想定地域というか、予想地図で1センチか2センチという話をされたんだと思うんだけど、それが1000分の1の地図なのか500分の1の地図か300分の1の地図かによって、現実には10メートル来るのか、20メートル来るのか、100メートル来るのか、もう全く違うわけですよ。そういう答弁は要らないですから、聞かれた事実に基づいてだけお返事をいただければ、無論黒田室長は、あそこは安全ですよと、安心だよと、それを訴えたいという思いで1センチとか言われたんだ

と思うけれども、その思いは要らないです。事実としてだけ答弁をしていただければと思います。

もう一つ、あそこが多分、高くなるんじゃないかと思う理由は、敷地の3分の1強ですか、半分近くが斜面になっているんですね。あの斜面は全部土でできていて、がさがさと全部崩せるような斜面じゃなくて、あの斜面は実は本郷富士、俗に下田富士とも呼ぶんですが、本郷富士のあの岩盤がざーっとあの斜面の下を来ていまして、非常に強固なんですよね。あれを崩すというのは、やっぱり大変な費用がかかるんじゃないかと思うんですよね。崩さない場合は、その上に載せていく建物にするんだろうと思いますが、やっぱりそのままストレートに平地に建てる建物よりは、やっぱりあの斜面を利用して建てるということになると、相当建設費は上がってくるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） ふるさと納税の関係でございます。

当初、一応見込みで1,000万程度ということで、今回、補正の中では8基金ございまして、関係各課の部分での要求ということで、見込み要求ということで2,000万をちょっと超えるような形の試算になっているかとは思いますが。現状でも、10月末現在で1,250万程度の金額が来ているということで、一番ピークは、やはり年末にかけての部分が若干増えてくるという予想で、年明け後は、ちょっとまたどういう推移するかというのは、はっきりしたことは言えません。一応そういうことでの見込みの中での今回、補正ということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「見込みの金額は……」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（須田信輔君） 予算の返戻金上は2,000万弱で見えております。ただ、丸々半分ぐらいが返礼品にかかるというような部分ではございませんので、若干、半分以下というような部分の中では、現状での今の集計しますと二千四、五百ですか、というような状況になってこようかと思っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） 私のほうからは、日中一時支援事業の関係でございますけれども、これは障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環の1つでございます。内容としましては、障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介

護している家族の一時的な休息を目的とした支援ということで、施設の中におきまして、例えば食事の支援をしたり、日中のな一時での過ごす時間をとったりするというものでございます。

26年度におきましては、実際には実績のある事業者数は3カ所ということで、延べ利用回数が220回程度となっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） すみません、伊藤議員のほうから、庁舎の関連でねじれが出た場合に、予算が仮に2分の1で可決されても、執行不能となるような状態になるのではないかとということでございますが、仮に仮説の上での議論というのは、議員のご発言にもありましたように生産的ではございませんけれども、仮にこの庁舎の条例の成否によって、どのような状態になるのかということについては、当局としましても、いろいろなパターンを考慮しております、それに対しての準備はさせていただいているようなことございまして、その中に、当然この予算の執行の問題というのも入っています。執行凍結のものでも、当然、考慮の中に入っております、それについては、先ほどの答弁にもございましたけれども、議会の皆様と十分ご協議をさせていただきたいということでございますので、そういうところでご理解いただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） まず、急傾斜地の危険地域、民家のないところは指定されない云々のお話ですけれども、土砂法における土砂災害の警戒危険区域の図の中で、確かに北側については指定されています。南側について、やはり家が迫っているんですけれども、そこは指定外となっております。そういった関係で、同じようなやっぱり斜面なんですけれども、南側について、家がないところについては指定されないよと、そのお話については存じ上げておりますけれども、これはちょっと入り組んでいまして、急傾斜地法の急傾斜地崩壊危険箇所指定というか、入っています。その中で第4次被害想定で言った場合に、崩れる危険性があるないとかというの、中間クラスだよとされている場所でございます、今、土砂災害の、これは急傾斜も同じなんですけれども、土砂災害の危険警戒特別警戒区域とかというのは、これは土砂法になりましてのそれが北側で指定されている。南側については指定されていない。

それで、地域防災課長のほうからも、せんだつてもご説明ありましたけれども、その広島

の土砂災害を受けて、見直しを行ったことによっても、あそこの場所については入ってきていない。民家がないからというよりも、これは危険性が低いからということで、土砂法のほうでそういうふうな判断をされているというふうに我々としては認識をしております。民家がないところについて、指定するしないというルールがあつたというのも存じ上げております。

それから、屋上の駐車場は高くつくんじゃないかというお話ですけれども、駐車場を整備するに当たっては、1台当たりの面積を5メートル掛ける5メートル、25平方メートル程度で概算で出す場合ですけれども、というのは通路とかがございまして1台当たり25平方メートルぐらいで計算します。25平方メートルに1トンの重さがかかって云々という話になりますと、建築設計屋さんとお話すると、特別重たいものが載るわけじゃないと。結局25平方メートル当たり1トンぐらいのものが載る。それよりも事務所で重たい書籍やなんかが入って、それから机が入ってとかというのと比較したときに、屋上駐車場が特別重たいわけじゃない。ただ、屋上を屋上としてだけ使うんだつたら、何も載つからないんですから、それほど強固にする必要はないということからすれば、屋上駐車場にすることによっての増額というのは若干なりともあると思いますが、要はフロアをつくるのと、それほど変わりはないよと。あとは周りの壁や屋根がないわけですから、平米当たりの金額としては、がくんと落ちるはずなんで、それほど金額になるというふうな、ちょっと具体的な数字を示して答弁できなくて申しわけないんですけれども、幾らというふうな、とてつもなく高くなるという認識はございません。すみません。

それから、1センチか2センチ、事実を答弁してくれというお話ですけれども、私のほうが話をしたのは、入り口から1センチか2センチのところという話じゃなくて、浸水深が1センチから30センチというふうに第4次被害想定図面の中では示されていますということで、その場所について、建物を載せる計画を考えてはおりませんというふうに答弁したつもりなんですけれども、うまく伝わらずに申しわけございませんでした。

それからあと、下田富士の斜面を利用すると固いで高くつくだろうというお話ですけれども、それも考慮して1階から3階までの計画でいきますと、1階が一番面積が小さくて、段々にひな壇のようになって、建物を建てるような計画で基本計画の方では考えております。基本構想のほうでは、すっかり同じ、何というんですか、1階から3階まで同じフロア面積で箱を立てるような形で図を示していますけれども、それだとやっぱり高くつく可能性があるので、段々にしようかということで、まだ検討段階でございまして、検討はしております。以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） どうも黒田施設整備室長とは議論がかみ合わない。私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、建物の屋上に駐車場のない建物と駐車場のある建物で、さほど建設費がかからないというのは、私の聞いた建設業者の方によると、もう相当違うよという説明でしたね。あと、何か黒田課長は、フロアをつくるのと変わりはないというふうな答弁だったけれども、それは例えば3階建てだけれども、それを4階建てにするのと屋上駐車場にするのは、それは変わりないということだけれども、私の質問の趣旨は、3階建てで屋上がない、要するに屋上は敷地の庁舎の建物の隣に、ここもそうだけれども、つくってほぼ舗装だけでやったほうが安いんじゃないのかと。

あの場所は、車を置くスペースと、車が下から入らないで、上から車が来る。下へおろすには、それなりの通路の面積がないと一番下までおろせないという問題もあって、それをつくれば、その分、余分に下へおろすのにお金がかかるでしょうから、屋上が一番、与えられた条件の中では安いよということだと思っただけけれども、そういう話はちょっと室長とはできないのかなと。

もう全部、話がすりかえられているなという印象を持って、もうしようがないなということで諦めているんですが、一応、主張するならば、平地にそのままストレートに建てて、下に駐車場を舗装でやったほうが、屋上駐車場にするより安いでしょう。ただし、あの場所だと、どうしても下からの道路を通させないで、上の道路から来るから屋上にするのが一番安くて、下に持っていきこうとすれば、また下へ持っていくための道路をつくらなくてははいけませんので、やっぱりあの場所は、そういう意味では高くつくんじゃないのかと言っているんだけど、何かフロアをつくれればとか、何かよくわからないふうにお話がすりかえられたような印象を持っているんですが、それから平地にそのままストレートにぽんと建てたほうが、必要な面積、5,000平米でしたか、今度の新庁舎で、あと端数があったと思うんですが、5,000平米の建物をストレートに建てるほうが、斜面に段々で、ひな壇みたいにやるよりは安くなるんじゃないかという趣旨だけれども、黒田さんの知っている建設屋さんだと、それも段々に建てたほうが安いというのかもしれないけれども、一般というか、私の知り合いに言わせれば、それはストレートにぽんと建てたほうが安いということで、どうしても場所の問題として高くつくなということを確認したかったんですが、どうも議論がかみ合わないようだったので、これで終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありますか。

2番。

○2番（進士濱美君） ただいま庁舎絡みで土砂災害の件がちょっと出ましたので、私のほうも一応、県のほうからの確認のお話を伺ったんですが、詳細ちょっとお話しさせていただいた上で、ちょっと質問させていただきます。

今、伊藤議員がお話ししましたように、あそこの場所というのは、ちょうど白くスポットがあいたように、見事な安全地帯、地域になっているという話で、土木のほうの担当者に伺いました。これは土砂災害防止法という法律にのっかって、市内は今、調査がされて、あるいは指定がされているわけですね。あそこは今お話の中で、人家がないから災害は発生しないというのが大前提でありまして、調査はしておりませんというお話は伺ってきました。

その対象となるのは、計画でいうと、斜角でいうと30度以上、高さが5メートル以上の地形であれば、その下に災害が起こりやすい民家1人たりとも、1人でも住んでいれば、県のほうは調査、それから何らかの指定をしていく義務があるというお話でございました。

その中で、じゃ、下田市の庁舎の問題、話は当然伺っていますと。現場についても認識しているという担当者のお話なんですが、あそこがもし庁舎の問題が事業認定として出されてくれば、設計図を伴って出されてくれば、当然、調査に入りますということでした。すると、恐らく直感なんだろうが、指定の可能性は高い。土砂災害の指定地域は高いという印象で話しておられました。

じゃ、それはどうするんだという話をしたんですが、その場合には、設計によって、例えば特別警戒区域ではなくて、一時的な土砂災害地域指定であれば、壁の厚さ、コンクリートの厚さないしは鉄骨の強度を加えることでそれは解消しますと、危険は解消できるレベルであれば解消はできますというお話は伺いました。

ですから、ここでちょっと私、施設課長のほうに質問いたしますが、設計を今かけるということなんですが、それでは現在の前提の地形の中で、危険度の問題について、設計者とどの程度、それを加味した上で設計を依頼しているのか、それをちょっとお話しください。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 現状では、予算を12月に補正でお認めいただく段階なので、設計者も決まっておられませんので話はしておりません。

以上です。

○議長（森 温繁君） 2番。

○2番（進士濱美君） いずれにしろ設計が出た段階で、県のほうは調査に入ります。そうし

ますと、どういふお話で持っていられるのかわかりませんが、現在の安全地域という、安全だろうという前提でお話が進みますと、県のほうで調査が入って、これが指定が入る。そうしますと、今度は壁の強度化を図り、それから鉄骨の強度を図るか、いずれの形で土砂の災害は再度防げるような設計修正をする必要が出てくるんだらうと思うんですよね。その辺をまた不安の材料として考えるんでございますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 概算工事費をはじく中で、裏が急だということは認識していますので、概算工事費の中には造成費として急傾斜地事業に匹敵するだけの単価で、100メートル程度、メートル当たり100万円ぐらいの対応になったとして、100メートル程度1億円程度を見込んでいますよというお話は、以前よりさせていただいておりますので、そういった金額の中で対応はできるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 2番。

○2番（進士濱美君） 危険で、指定の危険性が高いという認識の上で1億円前後の増額は、ある程度認識して頼んでいくということで理解でよろしいですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第82号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第83号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第84号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 補正予算の概要書のほうの25ページに記載の保健指導事業費等委託は480万減額して、保健指導事業等業務委託、新規が160万という記載がございます。この内容について、ちょっとご説明をしていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 保健指導事業の関係についてお答えします。

これは9月の補正のときに、この保健指導事業業務委託と、データヘルスの作成業務委託という2件を、こちらのほうで審議していただきまして、補正で認めていただいた経過がございます。その後、データヘルス計画作成のほうは滞りなく契約したんですけれども、この保健事業計画につきまして、申しわけないですが一度見直しをさせていただきました。そして、より効果的な事業としてやったらどうすべきかということで、これにつきましては債務負担行為の手法をとらせていただきまして、27年度と28年度で事業を行うと。当初、この金額につきましては480万円の予算を計上しておりましたが、今後、データヘルス計画との兼ね合いの中で、やはりそれを請け負いました業者さんのほうにお願いする形になると、また約80万程度安くなるんじゃないかという試算も出ております。その中で、今回、27年の1回この480万円を崩しまして、400万円ぐらいの予算の債務負担の中で、27年度については160万円を計上させていただきます、その中でデータ作成とか、そういう部分を行いたいと。28年度については、その部分につきまして、特定健診の受診勧奨、特定者の電話勧奨結果取りまとめ報告書のほうを28年度の事業で行う予定で考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第85号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第86号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第87号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第88号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 1つだけ質問したいと思います。資料の33ページのちょうど中ほどの8830事業、下水道幹線管渠の造成事業であります。事業の縮小により200万ほど減額するということでございますが、この事業の縮小の内容というのはどういうことなのかお尋ねしたいと思います。

○上下水道課長（日吉金吾君） 沢登議員のご質問にありました8830事業の下水道幹線管渠築造工事の内容でございます。これにつきましては、当初設計時におきまして、中地区の管渠2本と、外浦地区の管渠、全体で3本を予定しておりました。この合計額が3,900万円でありまして、これは今回200万円の減につきましては、国庫補助金の内示が減になったということで、この分の内示の分の200万円の減でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第89号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、8日から10日まで、それぞれ常任委員会の審査をお願いし、11日本会議を午前10時より開会いたしますので、ご参集のほどお願いいたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時27分散会